

第 1 3 0 回東京都自然環境保全審議会
速 記 録

平成 2 6 年 9 月 3 日 (水)

都庁第一本庁舎 3 3 階 特別会議室 N 6

(午後 1時30分開会)

○横山計画課長 環境局自然環境部計画課長をしております横山でございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

これより第130回東京都自然環境保全審議会を進めさせていただきます。着席にて失礼いたします。

まず会議に先立ちまして、本審議会において、御紹介できていない委員の方がいらっしゃいますので御紹介させていただきます。

小林達明委員でございます。

○小林委員 千葉大の小林と申します。よろしくお願いたします。

○横山計画課長 香坂玲委員でございます。

○香坂委員 金沢大学の香坂でございます。

○横山計画課長 どうぞよろしくお願いたします。

また事務局におきまして人事異動がございましたので、あわせて御紹介させていただきます。

7月16日付で異動となりました多摩環境事務所長の金子でございます。

○金子多摩環境事務所長 金子でございます。よろしくお願いたします。

○横山計画課長 同じく多摩環境事務所自然環境課長の青山でございます。

○青山多摩環境事務所自然環境課長 青山でございます。よろしくお願いたします。

○横山計画課長 なお4月1日付の人事異動で緑施策推進担当部長の臼井が異動となりまして、その職につきましては、自然環境部長の笹沼が兼務となりましたので、御報告いたします。どうぞよろしくお願いたします。

次に、資料につきまして御確認させていただきます。

会議次第にございます議題ごとに確認させていただきたいと思っております。

議題1の「菱光石灰工業株式会社八王子砕石工場採掘区域拡張事業について」に関する資料として、資料1-1から1-7までの7種類、議題2の「御蔵島鳥獣保護区特別保護地区の指定について」に関する資料として、資料2-1、2-2の2種類、議題3の「(仮称)多摩市・稲城市に係る緑地の保全地域の指定及び保全計画の策定について」に関する資料として、資料3-1、3-2の2種類、なお3-2につきましては、先日事前に御送付させていただきましたが、一部修正がございましたので、本日、机上配付させていただいております。お

手数ですが差替えをお願いいたします。具体的には後ほど御覧いただければと思いますが、1ページの5、指定面積の修正、6ページの8、野生動植物保護地区の指定に関する事項の一部を修正しております。議題4、「八王子暁町緑地保全地域の区域及び保全計画の変更について」に関する資料として、資料4-1、4-2の2種類、議題5、「江戸川区船堀の温泉動力の装置について」に関する資料として、資料5-1、5-2の2種類、議題6、「八王子市高尾町の温泉動力の装置について」に関する資料として、6-1、6-2の2種類、議題7、「八丈町中之郷の温泉動力の装置について」に関する資料として、資料7-1、7-2の2種類、議題8、「世田谷区瀬田の温泉掘削について」に関する資料として、資料8-1、8-2の2種類がございます。

また、参考資料といたしまして、参考資料1、第21期東京都自然環境保全審議会委員名簿、参考資料2、諮問文の写し、また議題1に関する資料といたしまして参考資料3、開発許可の手引というものでございます。

また、議題4に関する資料といたしまして、参考資料4-1から4-3まで、取付道路設置に伴う緑地保全地域の影響範囲など3種類、さらに議題5から8に関する資料といたしまして、参考資料5-1から5-3まで、具体的には温泉に係る地盤沈下防止対策など、温泉に関する各種資料としてA4判で3枚の資料がございます。

大変多くの資料でございますが、お手元でございますでしょうか。不足している資料がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、会議の定足数について御報告いたします。

本日現在の審議会委員及び臨時委員の総数は38名でございます。ただいまの出席数は27名でございます。過半数の委員の御出席をいただいておりますので、東京都自然環境保全審議会規則第5条第1項により、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本日の会議の進め方について御説明いたします。

本日の議事でございますが、お手元の会議次第を御覧ください。2議事に書かれており、本日の審議案件は8件ございます。議題1は規制部会、議題2は鳥獣部会、議題3及び4は計画部会、議題5から8は温泉部会での審議案件となります。その順に進めさせていただきます。

なお議事の1と2の間で諮問番号が前後しておりますが、規制部会の下村部会長が本日所用により途中退席をさせていただき関係上、規制部会案件を最初に審議させていただくことによるものでございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

各部会のいずれの案件につきましても、まず事務局より事案の概要について御説明させていただきます、その後、各部会長から部会での審議結果について御報告いただきます。その後、委員の皆様にご審議いただきたく存じます。

なお、審議に当たり発言される場合は挙手をいただき、会長から指名がございましたら、係員がマイクをお持ちしますので、届きましたら御発言をいただくようお願いいたします。

私からの御説明は以上でございます。

それでは以後の進行につきまして、福永会長、よろしく願いいたします。

○福永会長 わかりました。

本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃいます。審議会運営要領第6によりまして、この会議は公開となっておりますので、傍聴を認めたいと思います。

それでは、傍聴者の方に入場していただいでください。

(傍聴者入場)

○福永会長 よろしいですか。

それでは、これより審議に入りたく存じます。本日御審議をいただきます案件の諮問文は、参考資料としてお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

なお、本日は御覧のとおり審議の本数が大変多くなっております。委員の皆様方には改めて申し上げるまでもございませんが、本審議会は、「都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査、審議するため」が設置の目的でございますので、皆様におかれましては、その目的を踏まえた御審議をいただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。

初めに、諮問第405号菱光石灰工業株式会社八王子碎石工場採掘区域拡張事業について、事務局から事案の説明をいただきますが、審議に入ります前に、本日の資料の取り扱いについて提案があるということでございますので、お聞きいただきたく存じます。

○横山計画課長 それでは資料の取り扱いについて御提案させていただきます。

本日配付させていただきました資料のうち、資料1-5の猛禽類調査の報告書には、猛禽類に関する調査結果などが掲載されてございます。この調査結果が公開されますと、営巣地への人の立ち入りや密猟など、猛禽類などへ影響が及ぶおそれがございます。

このような情報につきましては、東京都情報公開条例第7条第6号の当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当し、情報公開条例の非開示情報に当たるものと考えてございます。

このため、この資料につきましては、本日の審議会終了後、事務局で回収させていただく

とともに、その後も非公開としたいと思います。その点につきまして御了承いただきたくよろしくお願ひいたします。

また、傍聴者の皆様へは、現況の航空写真など事案の概要が記載されている資料を配付させていただきました。委員の皆様にお配りしている資料には、希少動植物に関する調査結果などが含まれているため、配付資料が異なりますことを御了承いただきたく、あわせてお願ひ申し上げます。

○福永会長 ただいま事務局から本日の資料の取り扱いについて提案がございましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、本日の資料1-5については非公開といたしまして、審議終了後、事務局で回収させていただきます。

それでは、諮問第405号菱光石灰工業株式会社八王子砕石工場採掘区域拡張事業について、事務局から事案の説明をお願いいたします。

○及川緑環境課長 環境局自然環境部緑環境課長の及川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは事案の御説明をさせていただきますけれども、大変恐縮ですが、座って、御説明をさせていただきたいと思ひます。

八王子市で砕石事業を営んでおります菱光石灰工業株式会社が作成いたしました資料1-1、「菱光石灰工業株式会社八王子砕石工場採掘区域拡張事業 自然環境保全計画書 概要版」、A3判横の資料でございます。この概要版を中心に説明させていただきたいと思ひます。

まず資料の1ページを御覧ください。

事業区域の位置でございますが、八王子市の北西端、首都圏中央連絡自動車道八王子西インターチェンジから北西に約3.2キロメートルに位置しておりまして、東側に山入川、南側に入山川が流れております。右側に航空写真を示しております。黄緑色の実線がこれまでの事業区域となっております。赤い色の実線が、今回の拡張申請が認められた場合の事業区域を、赤い色の破線が採掘区域を示しております。

続いて2ページをお開きください。

表1.3-1に拡張事業の概要が示されております。事業区域の所在地は、八王子市美山町及び小津町となっております。岩石の採取期間は30年です。事業区域の面積は180万4,112平

方メートル、約180ヘクタールとなっております。

表1.5-1には、現在に至るまでの許認可等の取得の経緯を示しております。今回の拡張は、平成12年に自然環境保全審議会を経て許可されて以来の大きな事業区域の変更となります。平成12年時は、許可期間が17年でしたので、平成29年まで採掘が可能となっておりますが、今回、期間を前倒ししての拡張申請となっております。

採掘区域内外の現況につきましては、3ページに写真を示しておりますので、御確認をいただければと思います。

続きまして4ページをお開きください。

拡張事業区域の内容について示しております。

既許可区域は144万8,112平方メートル、拡張区域は35万6,000平方メートル、合わせて180万4,112平方メートルとなっております。図1.7-1のとおり既許可区域の南側の方に拡張する計画となっております。その右側に、今回拡張する理由が示されております。

続きまして5ページを御覧ください。

事業区域選定の経緯が示されております。今回の拡張では採掘区域の南側に新たな残留緑地を設定する計画となっております。

続きまして6ページをお開きください。

前回、平成12年の審議会で許可された計画が左側に、その右側に今回の拡張事業の着手30年後の姿を示した計画を示しております。

表1.8-2に東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則における緑化基準を記載しております。これに当てはめると、図1.8-2の表にありますように、保留緑地を含めた残留緑地は、89万389平方メートルで、区域面積の約49%を占めております。さらに、回復緑地と植栽緑地を加えた緑地は約72%となりまして、事業着手30年後には緑地基準を十分に満たす計画となっております。

次に、経年の土地利用計画について御説明いたします。7ページの図1.8-3、経年土地利用計画図を御覧いただきたいと思っております。

上段左から順番に着手から着手30年後まで、5年ごとの事業の進捗状況を図面に示しております。着手時において、採掘区域の南側は森林となっておりますが、西側から徐々に採掘を進めていく計画となっております。

次の8ページには採掘計画の断面図を示しております。この図では採掘がどのように進んでいくかを5年ごとに色分けをして示しております。

9ページには、事業の工程及び砕石生産の工程を示しております。

10ページをお開きください。

採掘方法を記載しております。本計画で採用いたします露天段階採掘法の概要でございます。一般的にはベンチカット工法と呼ばれているものでございまして、山頂を上の方から階段状に掘り下げていく方法となっております。残壁面の傾斜角は60度以下に設定しております。

次に11ページを御覧ください。

環境の現況について説明しております。地質につきましては、事業区域の北部が砂岩と頁岩及びその互層、事業区域の南部は砂岩となっております。

続いて12ページをお開きください。

土壌でございます。土壌につきましては、適潤性褐色森林土、乾性褐色森林土の2種類が分布しております。

13ページを御覧ください。

地下水等の状況について説明しております。事業区域内で湧水の浸み出し箇所を確認しておりまして、その位置を図2.2-1で示しております。

続きまして14ページを御覧ください。

陸上植物について記載しております。植物種につきましては、事業区域内及び周辺で127科709種が確認されておりまして、このうち36種が注目される種に該当しております。採掘区域内では、ホソバナライシダ、キヨスミヒメワラビなど9種の注目される種が確認されております。

また、右側の図2.3-1では、採掘区域内でこれらの注目される種が確認された場所を示しております。

15ページを御覧ください。植物群落について説明しております。

樹林は主にスギ・ヒノキの植林とコナラ林となっておりまして、事業区域の北東部にはモミ林が、西部にはアカマツ林が存在しています。北東部のモミ林は、注目すべき植物群落に該当しております。また、植物群落の調査結果につきましては、16ページの図2.3-2に現存植生図として示しております。

15ページの2.3-3は大径木について記述しております。ここでは胸高周囲150センチ以上の木を大径木として区分しております。調査の結果、事業区域内及びその周辺で9種116本が確認されました。伐採対象木はスギ、コナラ、ヤマザクラの計7本となっております。

これらの生育位置を16ページの図2.3-3の中で示しております。

続きまして17ページを御覧ください。

ほ乳類につきましては7目11科18種が確認されております。このうちニホンザル、ムササビの2種が注目される種に該当しております。

鳥類は、13目34科78種が確認されております。このうちオシドリ、ヨタカ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、クマタカ、ハヤブサ、サンショウクイなど38種が注目される種に該当しております。

は虫類は1目4科10種が、両生類は2目5科7種が確認されております。このうち、は虫類ではニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、ニホンマムシなど10種が、両生類ではヒダサンショウウオ、アカハライモリ、タゴガエル、ヤマアカガエル、モリアオガエルの5種が注目される種に該当しております。

昆虫類は、22目201科600種が確認されております。このうちキイトンボ、ヒメカマキリ、エリザハンミョウ、ミドリバエ、イボタガなど17種が注目される種に該当しております。

18ページをお開きください。

水生生物についてでございますが、大型水生植物は7科13種、付着藻類は4綱7目13科68種、魚類は3目3科3種、底生動物は4門6綱16目60科135種が確認されております。このうち大型水生植物ではイトモの1種、付着藻類ではタンスイベニマダラ1種、魚類ではヤマメ、カジカの2種、底生動物ではサワガニ、コシボソヤンマの2種が注目される種に該当しております。

これらの種の確認地点を19ページの図2.5-1及び図2.5-2に示しております。

続きまして20ページをお開きください。

猛禽類の確認状況でございます。猛禽類は2目3科10種が確認されておまして、このうち繁殖あるいはその兆候が確認されたのは、ノスリ及びツミの2種となっております。オオタカにつきましては、確認例数が少なく、繁殖を示唆する行動が確認されなかったことから、事業区域及びその周辺では繁殖していないと考えられます。

ツミは、平成21年の調査では、事業区域から南へ約500メートル離れた場所で繁殖を行った可能性があるものの、事業区域及びその周辺で繁殖している可能性は低いと考えられます。

ノスリは、事業区域から500メートル以上離れた箇所ですら営巣が確認されております。また、とまりや低空飛行が確認されていることから、既採掘区域を餌場としていると考えられます。

次に21ページを御覧ください。

景観についての説明となっております。事業区域周辺の主な景観資源は、表2.7-1のとおりでございますが、代表的な眺望地点を図2.7-1の平面図に示してありまして、22ページの表2.7-2から4に現況の眺望と15年後、30年後の眺望予測を示しております。

次に25ページをお開きください。

平成12年申請時の保全計画と、その実施状況について記載しております。緑地計画及び自然環境保全上配慮することとした主な事項と、その実施状況を整理しております。

26ページから33ページにかけては、環境保全に関する計画等への配慮について記載しております。

26ページでございますが、3-1地域計画との整合性に配慮した事項では、各計画の内容と配慮事項が説明されております。

27ページに移りまして、自然環境保全上の配慮した事項につきまして、調査からの提言と事業者による配慮事項が説明されております。

3.2.1地形・地質・土壌についてですが、採掘区域周辺の境界部分は植栽を行い、回復緑地としまして、斜面の安定を図ることとしております。また、採掘区域から隣接する残留緑地等を超えて沢部へ土砂が流出するのを防止するため、しがら柵を設置する計画となっております。しがら柵の詳細は、52ページの4.3.1で記載しております。

3.2.2動植物につきましては、採掘区域内で確認されました注目される種の保全といたしまして、ホソバナライシダ、キヨスミヒメワラビ、トウゴクシダ、ミヤマクマワラビなど8種について、将来にわたり保全される区域に移植を行う計画となっております。移植計画の詳細は59ページ4.6で記載しております。

28ページに移りまして、残留緑地でございますが、幅を30メートル以上といたします。また、スギ・ヒノキの植林の一部につきましては、広葉樹を中心とした混交林への林相転換を行い、動植物の生息場所としての向上を目指します。詳細は37ページの4.1.2残留緑地管理計画に整理しております。

生態系の保全につきましても、残留緑地を混交林へ林相転換することにより行ってまいります。

小動物につきましては、伐採木を積み上げてニホントカゲやシマヘビ、オサムシ類などの生息環境を創出いたします。詳細は52ページ4.3.2エコスタックの欄に記載しております。

止水環境の保全につきましては、事業区域内の調節池がモリアオガエルなどのカエル類やトンボ類の主要な繁殖地となっております。このため調節池の浚渫は、機能の維持を図りつ

つ必要最低限とし、生物に配慮した維持管理を実施いたします。斜面から浸み出した水によって生じた水たまりにつきましても、同様に維持管理を行います。詳細は63ページの4-7洪水調節池・沈殿池等管理計画において記載しております。

29ページに移りまして、河川環境の保全でございます。

汚濁水は、現状の既事業区域の排水設備系統に導き、沈殿処理後、最終的に清水を山入川へ放流いたします。また、今回拡張する尾根部の表土除去に着手する際は、土砂や汚濁水が入山川へ放流しないよう、作業手順において配慮する計画となっております。詳細は44ページの4.2排水計画で説明しております。

回復緑地の設置につきましては、採掘区域と残留緑地との境に緩衝地帯として回復緑地を設け、残留緑地の保全を図る計画となっております。回復緑地は地形の改変はせず、切り株を残して萌芽再生を図るとともに、ハギ類などを補植してマント群落の形成を促します。詳細は40ページの4.1.3回復緑地計画に記載しております。

表土の保全・活用についてでございますが、伐採に伴い発生した良質な表土は、植栽緑地の客土として再利用していきます。詳細は41ページの4.1.4植栽緑地管理計画の中で述べております。

緑化植物につきましては、郷土種を選定していきます。また、動物の餌となる実がなる樹種を積極的に利用していきます。詳細は同じく4.1.4植栽緑地管理計画に記載しております。

30ページに移りまして、植栽緑地の創出でございますが、採掘終了後の残壁や盛土造成地に緑化を行う計画となっております。客土には確保しておいた良質な表土を利用します。詳細は同じく4.1.4植栽緑地管理計画で記載しております。

定期的な調査についてでございますが、植栽緑地などの緑地、注目される植物の移植地及び調節池等につきましては、定期的な調査を行い、その結果をもとに維持管理計画の策定及び見直しを行います。詳細は43ページ、62ページ、69ページ、70ページに定期的な調査として記載しております。

入山川支流の小流域において動植物のモニタリングを行います。詳細は同じく57ページのモニタリング事項で記載しております。また、猛禽類及び食鳥類の生息状況につきましてもモニタリングを行います。73ページで詳細を整理しております。

3.2.3の景観でございますが、残壁の確定後、郷土種により植栽を行い、周辺樹林との調和を図る計画となっております。

31ページに移りまして、一般環境保全上の配慮事項について説明しております。3.3.1 粉じん等防止対策としましては、建屋で囲むなどのほか、ダンプトラックの荷台へのシート掛けを行います。3.3.2 騒音・振動対策としましては、発破方法を段発発破とし、民家に近い区域では、発破時の火薬量を減少させる計画としております。

32ページをお開きください。

3.3.3 水質汚濁についてでございます。調節池、沈砂池は定期的に点検を行い、必要に応じて浚渫を行う計画となっております。また、採掘面積の増加に伴い、新たな調節池を設置し、汚濁水が河川へ流出するのを防ぐ計画としております。

3.3.4 水循環でございます。残留緑地や植栽緑地などの降雨の涵養を可能な限り行います。また、河川の流量についてモニタリングを行います。

33ページに移りまして3.3.5 廃棄物についてでございます。伐採樹木や廃土・廃石の有効利用に努めるほか、事業区域内に堆積または埋め立てを行います。

3.3.6 温室効果ガスについてでございます。低燃費型の建設機械及び機器を導入するとともに、無駄な稼働を避けるなどエネルギーの節減に努める計画としております。

案件の概要説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○福永会長 ありがとうございます。

この案件につきましては、規制部会におきまして御審議いただいておりますので、その結果につきまして、下村部会長より御報告をお願いいたします。

○下村規制部会長 それでは、八王子市におきます菱光石灰工業株式会社八王子砕石工場採掘区域拡張事業につきまして、規制部会における審議結果について報告いたします。

お手元でございます資料1-1の最終のページ、74ページに概要を書いておりますので、重複する部分、事務局のご報告に重複する部分を除いてご報告したいというふうに思います。

まず審議の経過ですけれども、本件は平成26年2月25日に都が申請を受理いたしまして、部会といたしましては、4月25日に現地調査を実施いたしまして、そのとき第1回目の審議を行っております。さらに、7月2日に2回目の審議を行いました。

主な審議内容でございますけれども、先ほどの74ページに沿いまして御報告いたします。

まず1つは残留緑地の維持管理という問題でございます。委員から、事業拡張に伴って新たな残留緑地を設定する計画となっているんですけれども、残留緑地というのは単に緑地として確保すればよいわけではなくて、事業者がしっかり管理していただく責任があるものです。残留緑地の設定の考え方等を整理をして、保全管理などの実施計画を記す必要があるの

ではないかという意見がありました。

それに対しまして事業者からは、既成の既事業区域の残留緑地の方は、特に西部でござい
ますけれども、注目される種であるヒダサンショウウオの産卵環境の保全や緑地の連続性、
景観の維持を目的として設定したものです。今回の拡張区域の残留緑地は、入山川流域の集
水面積が減少いたしますので、それに配慮して一帯の水環境や動植物の生息・生育環境を維
持・保全する目的で設定したという説明がありました。

それから、保全管理の実施計画につきましては、先ほども御報告ありましたけれども、林
相転換区域を設けまして、10分割して段階的に作業をし、多種混交林へと転換するという説
明がございました。

さらに委員からは、借地の土地における、緑地管理の実効性についても確認した方がい
いということでして、事業者からは管理計画について地主の了解を得ているという説明がござ
いました。残留緑地は、適切に管理される計画であるということで、委員の理解を得た次第
です。

続きまして2点目、Bになりますが、植栽緑地の維持管理の問題についても議論がござい
ました。委員から、樹種選定について遺伝的な視点を踏まえるべきで、特に自然の遷移に任
せると外来種がかなり入ってくる可能性が高いというようなことで御意見がありました。こ
れについて事業者からは、植栽の内容は多摩地区、あるいは周辺で生産された苗を中心とし
て生育状況を定期的に調査して、外来樹種進入をしないよう維持管理するというようなこと
で、委員の理解を得ております。

それからCの、先ほども申しました入山川流域の水循環の問題です。委員からは、入山川
や支流について改変率や流量等の変化、それから動植物への影響もしっかり検討すべきで、
特に入山川の小流域では改変率が大きくなることも予想されますので、本当に動植物の影響
というのは問題ないのかという指摘がありました。

これに対して事業者側からは、水循環モデルによって検討したところ、本線である入山川
の流量には変化はほとんどない。ところが改変の割合が大きな小流域もあるということです
ので、流量のモニタリングを行うという説明がありました。そしてあわせて動植物について
もモニタリングを行っていき、注目される種への影響が懸念される場合には、個体の移植等
を行うという説明がございました。

さらに委員から、流量の変化が多少なりともあるのであれば、地元の漁業協同組合に対し
ても説明をする必要があるのではないかという意見がありまして、事業者は、水循環モデル

を用いて地元漁業協同組合に説明を行って承諾を得たということで、これも委員の理解を得ることとなりました。

また、入山川流域の風況の問題についても議論がありました。これはDのポイントです。先ほどの水循環の問題もこの風況の問題も、伐採の区域が尾根を超えるということに起因しています。風況が変化して、乾燥するなどして、動植物への影響があるのではないかとというようなことの指摘がありました。

これに対しまして事業者は、風況の変化をやはりこれもモデル的に検討していただきまして、新たに形成される尾根部においては乾燥化などの変化が考えられるものの、南側斜面については、大きな変化はないと考えられるという説明がありました。

さらに、新尾根部に関しては、回復緑地を設けるということで、風環境の変化の緩和を図って、風倒木等についてモニタリングして、倒木が頻発したようなケースでは、被害が拡大しないよう予防措置を行うということで、委員の理解を得ております。

それからEのポイントで猛禽類ですけれども、猛禽類の餌となる鳥類の生息状況ということが問題になりました。

今回、エリアの中では営巣はないということだったんですけれども、猛禽類の餌となる鳥類の変化についても検討する必要があるのではないかと。30年という長期の事業計画ですので、想定される変化に対して配慮すべきであろうという指摘がありました。

これに対しまして事業者といたしましては、10年おきに実施する猛禽類調査に合わせて一般鳥類の調査も実施して、変化が大きく猛禽類への影響が懸念される場合には、専門家の指導のもとに保全対策を検討するという説明がありまして、これも委員の理解を得ております。

そのほか、その他ということで列記しておりますけれども、今回、30年間の計画とした理由ですとか、それから平成12年度の計画の完了を待たずして今回申請が行われていますので、こうした理由についても幾つか質問がありました。

平成12年の計画というのが計画どおりに進められているのかどうかということについてもやはり質問がありました。これに対しまして事業者は、30年間の計画とした理由と、今回の申請の経緯というものを整理して、先ほど報告書の中にもありましたけれども、平成12年度時の緑地計画や配慮するとした事項が計画どおりに進んでいるということの説明がありまして、委員の理解を得ることができました。

そのほか景観の変化がわかるように、採掘線の特徴的な断面を記載した方がいいというような意見もありまして、これについては8ページでしたけれども、段階的に記載を行って

ただいております。

それから、そのほか、モニタリングの結果から実際に影響が出た場合に、対応が少し曖昧であるという、これは最初の段階の問題でしたけれども、これに対しまして環境に影響があった場合の対応というものを、具体的に計画書に書き込んでいただくことで、委員の理解を得ることができました。

そのほか、計画書全体のまとめ方、具体的には、事業の計画、現況の自然環境の状態、それに対して保全計画をどうするかというような、その順序に関しても御意見がありまして、それについては修正をしていただいて、委員の理解を得ております。

以上、提出されました質問、意見に対しまして、適切に配慮、対応がなされていると部会としては了承いたしました。

以上、部会といたしましては、本件につきましては、規定上の許可基準をクリアしている上に、部会での意見を事業計画に反映させ、自然環境に十分配慮した計画内容となっていると判断いたしました。

したがいまして、規制部会といたしましては、7月2日の部会で7名の委員が出席いたしまして、全員一致で希少動植物に対する配慮等として、資料1-7に許可条件がありますけれども、その許可条件を付して許可相当とするという結論に達しました。

部会報告は以上でございます。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、そして下村部会長からの部会報告を踏まえまして、審議をお願いいたしたいと存じます。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

石川委員。

○石川委員 御説明ありがとうございます。

わからないことがあるので、一つだけ教えていただきたいのですが、今回、面積が増えるわけですが、資料1-1の6ページに新旧両方出ているのですが、何かがあった場合、非常に極端な豪雨などが頻発しておりますので、両方の図面を比べますと、この調節池というのがほとんど増えていないように、図面上は見えるのですが、調節池の面積に関して教えていただきたいということと、30年後とございますので、いろいろ水源地ということもありますので、この水環境に関する安全性とか、調節池の面積、位置とか、そういったものがどどのようになったかという資料がどこかにあれば教えていただきたいということです。

○福永会長 ありがとうございます。

事務局から。

○及川緑環境課長 それでは私から、今の御指摘の点についてお答えさせていただきます。

今の資料の45ページから排水系統ということで、豪雨等があった場合に、表面に降った雨がどのように集まって流れていくのかということにつきまして。また、30年確率の豪雨に対応する基準を上回るキャパシティーを調節池等で設けていて、十分対応できる施設を用意しているという結論となっておりますが、今、お話のございました調節池の集水区域の面積については、46ページの表4.2-1で示しているところでございます。

この表4.2-1で集水区域が、その前のページの45ページを見ますと、45ページの排水系統図ということで左下のところに4.2-2、それから右側に4.2-3ということで着手15年から30年後ということで、2つ時間軸の異なる排水系統図を示しておりますけれども、それぞれ第一洪水調節池、第二洪水調節池、第三洪水調節池が、それぞれ青、オレンジ、緑が集水面積となっております、それぞれの集水区域の面積が46ページに数字に落とし込まれているような形になってございます。

それから、尾根を削って採掘区域が拡張することに伴いまして、一番大きな変更点としましては、Dの切羽調節池というものを、今回、面積の拡張に伴いまして設置することとしておりまして、いずれも調節池の容量につきましては、調節池の容量計算というのが47ページから各調節池につきまして基準に基づく計算を行って、いずれの調節池も基準容量を上回るキャパシティーを有しているということが確認されております。

以上でございます。

○福永会長 よろしいですか。

○石川委員 はい。

○福永会長 ほかに。どうぞ、金井委員。

○金井委員 確認なんですけれども、現計画に対して拡張ということですが、現計画の中で、残存緑地等の保全緑地と計画されたところが、拡張区域でそれがなくなるというような状況にはなっていないのかどうかというのを一つ、多分そうかなと思うんですけれども、図面を見たんですけれども、なかなかわかりにくいので確認させていただきたいです。

○福永会長 事務局。

○及川緑環境課長 今の点は大丈夫でございます。前回計画のときに残留と残しているところについては、きちっと守られていることは確認されております。

○香坂委員 細かい点で大変申しわけございません。

22ページの予測結果に関しての文言についてでございますが、22ページだけ山林の開放感が増した眺望になる。ほかの2つについては、山林の景観との違和感は最小限に抑えられるということで、部会長におかれましては釈迦に説法というか、御専門の分野だとは思いますが、この「山林の開放感が増した」という表現がいいのかどうか、私自身は正直、違和感を覚えてしまったという感じがするのですが、特に問題がないようでしたら、結構なんですよけれども。

○下村規制部会長 違和感とおっしゃられるのは。

○香坂委員 というか、何かこれ、15年後の写真で確かに開放感、ただやはり景観はかなり人工的な雰囲気に変わっているというのがあるので、違和感が最小限に抑えられるという表現で統一されたほうがいいのではないかなというのは、個人的に感じたことなんです。

○下村規制部会長 一つは、いろいろこの利用頻度等も伺いまして、かなり見られる頻度は低いだろうということが一つ前提です。その折に園地等も設けられていますので、こういうところから眺めがどういうふうに変化するかということ、そのまま書いた方がいいかなというようなことで、この表現にはなっております。

○福永会長 どうぞ。

○近藤（和）委員 先ほど雨の関係の話も出たんですけども、これは硬い砂岩ということで、これは地質的には砂岩でございますか。

○及川緑環境課長 はい。拡張する区域は砂岩ということです。

○近藤（和）委員 砂岩ですね。砂岩の場合は吸収率がどのくらいか、雨水の吸収率がどのくらいかわかりませんが、密によって変わると言うんですけども、例えば30年の確率降雨強度といいますと、例えば時間にして、今、最近、例えば1時間100ミリとかということんでもないこともあり得るわけです。この場合の30年の確率の場合は、時間に例えば50ミリとか60ミリとか、その辺の数字が具体的には出ているのでしょうか。

それからあと、洪水の調節池なんですけれども、その調節池は本当に例えば70、80ミリ降った場合に足りるのか。また削った分が600メートルから、これで見ると400メートルぐらい削りますね。200メートル削ってしまうということは、かなり流れる量も速く落ちてしまう。そうすると、その周りにある木とかが水分を含んだときに崩れてしまう、そういったような流れるものについては検討されたのでしょうか。その辺をお願いしたいと思います。

○及川緑環境課長 それでは事務局よりお答えいたします。

30年強雨ということだと、時間当たり94.8ミリという形になっております。これは今、47ページを御覧いただきますと、(2)の1)の(ウ)必要調節水量の算定というところで、少しわかりにくいんですけども、riというふうに書かれた下から2番目の式のところで94.8mm/Hというふうになっております。これが想定される、これだけの雨が降っても、それぞれの調節池の許容量につきまして、この計算式の中で、今、御覧いただいている47ページは第一洪水調節池で、次のページが第二洪水調節池、それから49ページが第三洪水調節池、それから新たに拡張に伴って切羽洪水調節池というのをまた造りますので、まさに流域面積が拡大しても対応できる容量を十分に備えているということ、それぞれこの欄で確認しているところでございます。

○福永会長 ほかにごいませんか。

○三浦委員 全体として、これ、年間に146万トンの砕石ですよ。今後30年で4,300万トン相当に達するわけです。やはり大きな自然の改変ということには変わらないわけです。前は、平成12年から3年残して、17年間飛ばされて3年残しているという格好です。

それで環境評価としては、現地を見たということなんですが、こういう大きな改変については、やはり一挙に30年という申請があった場合に無条件ということより、自然に対してそんな大規模に変える、継続的に、つまり先ほどの降雨量もマキシマム確か80ミリぐらいの評価をしているわけですが、今後30年間、大きく気象変動なんかも予想される中で、全く30年間、継続してもいいんだよという話にはしない方がいいのではないかと、私自身は思いますが、いかがでしょうか。

○及川緑環境課長 只今の御意見、御指摘につきましてでございますけれども、資料1-7というものをつけさせていただいております。

今回、許可期間は30年ということではございますけれども、この許可条件の案の特記条件というのが4項目ございまして、例えば2)のところの残留緑地の保全管理計画につきまして、事業期間中のモニタリング調査を行って、年に1回都に報告するというのを記載しております。

それから、この3)のところの猛禽類の調査につきましても、モニタリング調査を行って、計画表を作成して協議をするというようなこと、また、生息状況に大きな異常があった場合には、作業を中止するなど適切な対応を図るとともに、速やかに状況を報告して、その保護対策について協議を行うこと。また、許可の日から、これは4番目の項目になりますが、5年おきに事業の進捗状況を都に報告することとしてございまして、この砕石事業の特徴とい

たしまして、事業がずっと継続していくということがございますので、これは定期的いきちっと、我々東京都にもその進捗状況をご報告いただいて、適宜、その管理計画、保全計画といったものがちゃんと進捗しているかということの確認はさせていただくような仕組みになっておりますし、今回の許可に当たって、まさにこういった許可条件を付して許可をするという案となっております。

以上です。

○福永会長 ありがとうございます。どうぞ。

○益子委員 先ほどの排水計画のことで少し観点を交えて、集水面積は確かに事業区域内の方は増えるのでしょうか、その南のこれは入山川沿いでしょうか。それは逆に集水面積が減りますよね。そのことによる入山川沿いの例えば水量等に支障が生じる恐れがあるのか、ないのか。そういった検討はされたのでしょうか。

○及川緑環境課長 行っております。まさにちょうどその尾根が少し変わることによりまして、反対側の入山川の方に流れる、その入山川の集水域というのが若干減るということにはなりますけれども、これも水循環モデルを用いて、水量について試算しましたところ、本体の入山川の流量にそれほど大きな変化はないということが確認されております。

これは細かい内容ではございますが、資料1-3の自然環境調査報告書の4.4.22ページというところに記載しております。これは入山川流域の変化というふうに記載しております。一部小水域、支流の部分につきまして、4分の1ほど流量が変わるという地点も確認されましたけれども、それにつきましても、その流域に生育している希少植物等にも影響がないかということは、先ほどモニタリングという話もありましたが、適宜、状況を確認しながら、もし何か変化があれば対応していただくという内容としております。

○福永会長 それでは、今の河野委員のご質問で最後にさせていただきます。先に金井委員から。

○金井委員 ここに対してということではないんですけども、今、三浦委員からもあったように、碎石場計画というのは長い期間がありますし、あと、これまでも審議会で碎石場の案件というのはいくら出てきていると思うんですけども、奥多摩地域、山域については、大規模開発として非常に大きなもので、生態系改変も大きいものだと思うんです。

審議会ですと、やはり個々の審議になってしまうんですけども、過去かなりあちこちで大規模なものがあって、経年変化もあって、モニタリングもされている状況があると思うので、ぜひ個々のではなくて、いろいろな部分の現況評価を総論的にというか、総体的に見て、

採石場設置で東京都のこの山域の生態系変化、生物体変化がどうなっているのか。これはマイナス部分だけではなくて、調節池をつけると湿地が新しくできて、そこに希少種が入ってきたりということもあると思うんですけれども、そういったことも含めて一度ぜひ情報を集約して、まとめて先の審議に生かせるような資料をまとめていただければなと思いました。これはそういう意見ということで。

○福永会長 わかりました。それでは河野委員。

○河野委員 審議の時間が押しているようなので、申し上げたいことは沢山ありますけれども、要点のみお伝えしますのでよろしくお願いいたします。

私も審議会の議案をいただいて、時間的に非常にタイトだったんですけれども、直接、小津と美山町を見せていただきました。そこで感じたことと申し上げたいことを絞ってお話します。

一つは住民の皆さんの生活環境の問題なんですけど、今、146万トンの年間の砕石量というお話もありましたけれども、現在でもかなりのダンプが運搬のために通っております。それで、出されました環境影響評価書、アセス、これの回答ではダンプ、トラックの運行時間が午前6時から午後10時、夜10時まで、これでも短くしたということらしいのですが、この時間は、八王子市のご努力もあって、子供たちの通園通学時間帯は除くということになっているんですけれども、私が行った限りは、本当にひっきりなしにダンプ街道と言われる状態がありました。

その結果、屋根に真っ白に土ぼこりがたまっていたり、道路騒音も環境基準値、アセスを見ますと超えております。小津町のあるお宅では、道路の問題とあわせて砕石作業のときの発破の音がひどくて、ずっといろいろ改善を求めてきたんですけども、なかなか進まない。採掘場所から一山離れているんですけども、音で悩まされているので、何とかしてほしいというお話がありました。

こうした住民の生活環境の影響について、どんなご認識をお持ちなのかを伺っておきたいと思います。

それからあと分水嶺を削るということ、先ほどからもお話がありました。615メートルの尾根が削られていくということで、これは大変大きな改変だと思います。小津町側の入山川と美山町側の山入川の分水嶺を削るということで、これは先ほどからも御意見がありましたけれども、水の流れ、そして大雨について、もし起きた場合にはどうするかということでいろいろ疑問も出されておりました。

水は人間がつくった施設のとおりには果たして流れていくのか。そういう心配もありますし、自然の力は計り知れないものがある。今回、30年に1回降る大雨という想定なんですけれども、最近の雨の状況は、予報でも、天気予報で今までに経験したことがない降雨量になるということがしばしば出されて、全国で大きな被害が起きています。

こういう点で豪雨災害、あるいは地下水や湧水や沢の水に影響があるということも、この資料には書かれておりますので、その点で、人間の力で尾根を削って水の流れを変えてしまうことについて、市民の皆さんはアセスでも意見を出しておりますが、納得している状況がつかられていないと判断しております。この点でのお考えを伺いたい。

それから、風の変化についてもお話がありましたが、針葉樹、固まりにして、もし何かがあった場合、枯れたりした場合には伐採しますということなんです、そのかわりに広葉樹を植えますということも書かれていると思います。こうした場合には、生態系についていろいろな変化が起こりますので、ツミとかノスリとか、あるいは希少な植物などもここに示していただいておりますが、その生態系全体への影響、さっきもお話がありましたけれども、私自身はまだ納得できないものがあります。

それから、3つ目には景観の問題です。この地域、美山で最大級の入山尾根ということで、美しい景観が市民に親しまれてきたと聞いております。概要書の22ページ、23ページ、24ページに3地点から見た現況と15年後、30年後の景観の変化が示されておりますが、山の姿が大きく変わってしまうのがよくわかります。地域の皆さんはこの山並みはぜひ守ってほしいと要望されておりますので、景観が重要な自然環境、そして採石のために尾根を削って景観まで大きく変えてしまうことについては、その自然環境を守るという立場から、再度検討する必要があると考えているんですけれども、この点でのお考えをお伺いしておきたいと思っております。

○福永会長 よろしいですか。

○及川緑環境課長 多数、御指摘をいただいたところにつきましてでございますが、1点目は住民の生活環境等、それからダンプの通行量あるいは発破騒音についてということでございますけれども、これらの点につきましても、部会の中で十分な検討が行われたと認識しております。基本的には従前の事業の実施状況と比べて負荷が大きくなるといったようなことはございませんでしたし、基準に照らして十分許容の範囲内の事業運営がなされ得るものと確認ができていますと認識しておりますので、事業者におかれまして、十分そういった点について今後も引き続き配慮しながら、事業運営を図っていただけるものと期待していると

ころでございます。

それから尾根を超えることについてということですが、先ほどの説明の繰り返しは避けさせていただきまして、基本的に尾根線を後退させるときに、反対側の入山川の方に流れていかないように、尾根のところを10メートルぐらい段をつくるような形にしまして、きちっと配慮をしながら、段階を追って掘削を進めていくという計画になっておりますので、また地層等も確認しております、例えば発破をかけて振動が加わることで、入山川側に表層雪崩といいますか、そういった地層の崩壊が起きるようなことも、地層の状況から見て考えにくいということも確認できておりますので、基本的に雨が降ったものについては反対側に白濁水が流れるようなことはないというようなことが確認されているところでございます。

それから、林相転換、風況の変化に伴っての話という部分につきまして、生態系への影響ということについても御懸念が示されたところですが、この点につきましても、いずれも現在、その事業者から示されている計画では、大きな影響の変化というのはないものと考えられておまして、また先ほど許可条件の御説明をさせていただきましたけれども、猛禽類等の状況につきましては、適宜モニタリングを行って御報告をいただき、もし問題があれば、また対応していただくような構えもつくってございますので、もし何か問題が生じれば、そういった形で対応ができると考えているところでございます。

また景観の変化につきましては、確かに景観を大切にしていらっしゃる市民の方が大勢いらっしゃるということもあるかと思っておりますけれども、やはりこの部分につきましては、実際に採掘を進めていく上で、どうしても景観自体が変わってしまう部分につきましては、ある程度やむを得ない部分もやはりあるのかなとは思っておりますので、これは今回の景観の変化につきましては、許容の範囲内であるということが、部会での認識であったかと考えているところでございます。

長くなりましたが以上でございます。

○福永会長 また御質問ですか。

○河野委員 違います。意見です。

○福永会長 短くお願いします

○河野委員 短くします。ありがとうございます。

許可になりますと30年、碎石事業が続くことになります。一度改変された自然は取り戻すのが困難と私たちは思っています。

1980年ぐらいになるのですか、八王子市ではこの碎石事業について、いろいろ市挙げての

取組もされて、住民生活と自然環境を守ろうということで、いろいろな努力がされていたと聞いておりますし、今回いろいろ資料を見させていただいて、私たちとしてはこういう大きな改変で、いろいろな分野で心配があるこの砕石事業の拡大について、今の時点で認めがたいという判断を持っておりますので、申し上げておきます。

○福永会長 それでは、ただいま反対の御意見がございましたので、この案件につきましては個別の採決をそれぞれしていきたいと思えます。

なお、臨時委員の方は、東京都自然環境保全審議会規則第5条第2項の規定によりまして、議事に関係のある規制部会の臨時委員、井本委員、依田委員のみ裁決に加わることとなりますので、御了承いただきたいと思えます。

本件について反対の方は挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○福永会長 それでは反対少数と認めます。

それでは諮問第405号菱光石灰工業株式会社八王子砕石工場採掘区域拡張事業につきましては、本審議会として、条件を付して許可相当であるということで答申いたします。事後の事務につきましては、事務局でよろしくお取り計らいをお願いいたします。

続きまして、諮問第404号御蔵島鳥獣保護区特別保護地区の指定について、事務局から事案の説明をお願いいたします。

○近藤森林再生担当課長 環境局自然環境部森林再生担当課長の近藤でございます。座って説明させていただきます。

資料は2-1、2-2になります。

御蔵島鳥獣保護区特別保護地区の設定が、本年10月31日までであることから、これを再度指定するために審議いただくものでございます。

初めに、鳥獣保護区及び特別保護地区、自然環境保全審議会での関係について簡単に説明させていただきます。

鳥獣の保護並びに狩猟の適正に関する法律、通称鳥獣保護法に基づきまして、鳥獣の保護を図るために必要があると認められる区域を鳥獣保護区に指定しております。鳥獣保護区内では狩猟が禁止されております。また、この区域内において、鳥獣の保護またはその生息地の保護を図るため必要があると認められる区域を、さらに特別保護地区に指定することができます。特別保護地区では工作物の新築等、それから水面の埋め立て、干拓、木竹の伐採等の行為が規制を受けることとなります。鳥獣保護区、それから同特別保護地区とも指定につ

きましては、鳥獣保護法に基づきまして、この場、自然環境保全審議会の付議が必要となります。

なお、東京都では、生物多様性の地域戦略の性格をあわせ持つ緑施策の新展開を平成24年5月に策定しております。その中で生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいることが、2020年の目標の一つとして掲げられてございます。今回、鳥獣保護区特別保護地区の指定は、こうした目標に合致するものと考えております。

それでは資料2-1の左上を御覧ください。

御蔵島は東京から南へ約200キロに位置する面積約20平方キロメートル、周囲約16キロメートルのつり鐘状の火山島でございます。御蔵島鳥獣保護区は、御山という山の南斜面に位置しております。この図でいいますと、赤線の部分が鳥獣保護区でございます。そのうち赤の斜線の部分、平清水川という川の集水域になっている部分が特別保護地区でございます。

続きまして右上、自然の概要でございます。

火山島でございますが、数千年にわたり噴火の記録がないことから、風の当たる尾根部、それから波の浸食を受ける海岸部の崖を除きまして、スタジイ、タブ等の樹林地となっております。

こちらではアカコッコ、左側に写真がございしますが、イイジマムシクイ、カラスバトを初めモスケミソサザイ、オーストンヤマガラなど環境省のレッドリストで絶滅危惧のⅠB類、同Ⅱ類、それから準絶滅危惧種に指定される希少鳥類が多く確認されております。また推定38万のオオミズナギドリの巣があるなど、日本でも有数なオオミズナギドリの繁殖地となっております。

昨年、東京都が実施いたしました調査では、鳥類、16目46科119種、獣類3目3科4種を確認しております。これらにつきましては、資料2-2の最後のところに一覧表を示しております。これらのことから、特に鳥獣の保護及び鳥獣生息地の保護を積極的に図る必要がある区域であると認め、継続して鳥獣保護区の指定を行うものでございます。

指定の概要につきましては、右側の中段3を御覧ください。

本年11月1日から20年間でございます。保護管理の方針として、鳥獣の保護並びに狩猟の適正化に関する法律、それから自然公園法により自然環境の保全に努めます。

また都の職員による巡視、御蔵島村役場や関係機関との連携を図り、普及啓発活動に取り組んでまいります。また、指定から10年後に調査を実施いたします。

続きまして4番、過去の経緯でございます。昭和49年11月に特別保護地区に指定いたしま

して、平成6年11月にも再度指定して現在に至っております。下に小さい字で説明がございますように、鳥獣保護法29条には更新する旨の規定がないため、存続期間終了後、継続して特別保護地区を設ける場合であっても、全て新たに設けるものとみなしております。

最後に、5指定までのスケジュールでございます。

昨年11月7日付で審議会に諮問させていただきまして、本年1月の27日及び4月18日に鳥獣部会で審議いただくとともに、4月16日には日帰り現地視察を行いました。それから2月には関係地方公共団体等に意見照会しております。また2月には指針案（名称、区域、保護に関する指針等）について、東京都公報で公告・縦覧したところ、意見書の提出はございませんでした。

本日了解いただきましたら、環境省へ届け出て、10月31日付で御蔵島鳥獣保護区と一緒に東京都公報で指定公示となります。

詳細な説明は、資料2-2を御覧いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○福永会長 ありがとうございます。

この件につきましては鳥獣部会において御審議いただいておりますので、その結果につきまして、小松部会長からご報告をお願いいたします。

○小松鳥獣部会長 それでは、諮問第404号御蔵島鳥獣保護区特別保護地区の指定について、鳥獣部会での審議経過及び結果をご報告いたします。

昨年11月7日の諮問を受けまして、本年1月及び4月、2回の部会を開催し、審議を行ってまいりました。

部会での具体的な議論等についてご報告申し上げます。

まず当該の鳥獣保護区特別保護地区ですが、最初の指定から40年経過しておりますが、良好な自然環境が維持されており、多くの鳥獣の生息も確認されていることから、引き続き指定を行うことに異議は出ませんでした。

委員から、資料の一部修正について意見が出されました。生息する鳥獣類のリストにおいて、普通に生息するものと、そうでないものが同じように表示されている例がある。また、固有種と外来種が同じように表示されている例が見られるということがありまして、わかるように明記することを求める意見がありました。先ほど事務局から説明した資料は、これらの点を修正したものであります。

また、4月16日に御蔵島を訪れて、現地調査を行いました。そこで自然環境や土地利用状

況、地形等を確認いたしました。これらの結果、御蔵島鳥獣保護区特別保護地区の指定について、全会一致で適当であるとの結論を得ました。

以上が、鳥獣部会の審議結果でございます。よろしく願いいたします。

○福永会長 ありがとうございます。

それではただいまの事務局からの説明、そして小松部会長からの部会報告を踏まえまして御審議をお願いいたしたいと思っております。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

石川委員。

○石川委員 大変素晴らしい取組だと思うのですが、指定から40年ということで、しっかり守られていたということであれば、何かもう少し拡張するとか、そういうような話というのは、何か現況調査、もう40年ですから、40年前と同じでよろしいのかどうか。その点だけ御伺いしたいと思っております。

○福永会長 事務局。

○近藤森林再生担当課長 ただいまのご意見は、40年たったのだから、もう少し拡張してみたいかという御意見だったかと思っております。

資料2-1の左下の地図を御覧いただきたいと存じます。先ほど簡単に説明させていただきましたが、特別保護地区、この赤の斜線の部分でございますが、この赤の斜線の部分が、これ、昔の噴火口があったということで、火口の跡ということで、尾根が囲まれている部分で、まず地形がはっきりとわかる地域であるというのがございます。

それから地図全体でいいますと、左上にかぎ型のところがあって、これは港なんですけれども、この周りだけ人が住んでおりまして、実はこの御蔵島村と書いてあるあたりから下に入るには、エコツーリズムというルールに基づきまして、東京都が認定したガイドが一度に7名まで人数を限ってしか入れないような状況になっています。そういった状況もございまして、その外側にも鳥獣保護区があることもありますので、今回、特にこの保護区につきましては、拡張しないということで御審議いただいております。

○福永会長 よろしゅうございますか。

○石川委員 それだけ丁寧に守られているならば、なぜかという疑問だったのですけれども、やはり削減とか、要するにそういう案件がこれからも続きますので、東京都がしっかりやっているということをアピールするには、とてもいいのではないかという質問でした。今のお話で、なぜ拡大できないのかという理由は、私はわかりませんでした。

○福永会長 御意見ということでよろしいですね。

それではよろしいですか。

それでは御意見ございましたけれども、ここで御諮りいたしたいと思いますが、特に反対ということでは、石川委員、ございませんね。わかりました。

本件につきましては、本審議会といたしまして、鳥獣部会の御報告のとおり適当であると認め、知事に答申いたしたいと存じますが、よろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第404号御蔵島鳥獣保護区特別保護地区の指定につきましては、本審議会として適当であるということで答申をいたします。事後の事務につきましては、事務局でよろしく願いいたします。

それでは、ここでのおおむね10分程度の休息を入れたいと思います。再開は3時5分ということをお願いいたします。よろしくどうぞ。

(休 憩)

○福永会長 それでは、休憩前に引き続きまして審議に移らせていただきます。

これ以降は休憩時間を御取りいたしませんので、続けて御審議を賜りたいと思います。

諮問第406号(仮称)多摩市・稲城市に係る緑地の保全地域の指定及び保全計画の策定につきまして、事務局から事案の説明をお願いいたします。

○及川緑環境課長 緑環境課長の及川でございます。先ほどに引き続きまして、私から事案の概要について御説明をさせていただきたいと思います。座って御説明させていただきます。

お手元の資料3-1(仮称)多摩市・稲城市に係る緑地の保全地域の指定及び保全計画の策定についてを御覧ください。

左の上に、保全地域の指定を予定しております緑地の概要について記載しております。本件の緑地は、多摩丘陵の北部に位置しておりまして、多摩市連光寺六丁目と稲城市若葉台四丁目にまたがる約3.3ヘクタールの緑地となっております。

左側が保全地域予定地の位置図、右側が航空写真となっております。航空写真の方を御覧いただきますと、赤いラインが引いてあるのが御覧いただけるかと思っております。このラインが多摩市と稲城市との市境となっております。

少し見にくいかもしれませんが、緑色の枠で網かけになっている部分が今回の保全地域の指定を予定している区域になってございます。

多摩丘陵の北部では、1960年代から進められてまいりました新住宅市街地開発事業、いわゆる多摩ニュータウン計画によりまして宅地化が進行いたしました。本件の緑地はこの計画から外れた場所に当たりまして、現在でも豊かな自然が残る場所となっております。

今回の保全地域指定の経緯でございますが、多摩市側の湿地部におきまして、宅地造成に向けた開発許可申請が行われまして、許可に必要な自然環境調査を開発事業者が行いましたところ、国内有数の希少な陸産貝類などが発見されました。このため地元市とも連携しまして、緑地の保全に向け、開発事業者や地権者と調整を行ったところ、今般、保全地域の指定について合意が得られたものでございます。

次に、資料左側の中段2. 自然環境の状況を御覧ください。

本件の緑地にはコナラ林の樹林地や耕作地、休耕地の湿地など多様な環境が組み合わさった里山景観を見ることができます。

特に湿地には、環境省のレッドリストで絶滅危惧Ⅰ類に指定されているキバサナギガイのほか、同じく絶滅危惧Ⅱ類に指定されているナタネキバサナギガイ、ミズコハクガイといった希少な貝類が高い密度で生息しておりまして、これらの貝類の生息地としましては、全国的に見ても希少な湿地環境であることがわかっております。

また、この湿地に生息する貝類は、遺伝子解析の結果から、同種の貝類で他の地方で見ついているものとは別の系統であることがわかっております。アメリカザリガニなどの外来種が見つからないこと、湿地に豊富な水が供給されることなど、貝類の生息にとって良好な条件がそろっていたこともありまして、多摩丘陵にもともと生息していた種が今日まで生息することができたものと推測されております。

続きまして資料の右側4. 主な審議の内容を御覧ください。上段に保全計画の概要が記載されております。まず保全地域の名称案でございますが、地元市等の意向を考慮しまして、「連光寺・若葉台」という地域名称を反映しております。

次にカラーの図で示しております現存植生と保全方針説明図を色分けして示しております。これは、保全地域の指定対象エリア内の植生などの状況を示す資料となっております。

地図上の青色の太線で囲んである部分が湿地の部分になっておりまして、貝類のほかヘイケボタルやホトケドジョウ、エゾノサヤヌカグサなどの希少な動植物が生息・生育しております。

湿地の周りにはコナラ林の樹林地が広がっておりまして、その南側には農地が広がっております。さらにその南側には稲城市が都市計画緑地として管理しているコナラ林が広がって

おりまして、一部に植栽樹林やススキ原があります。これら保全地域の指定を予定している樹林地には、タマノカンアオイやキンランなどの希少植物も確認されております。保全地域の指定に当たっては、このような希少な貝類などが生息する湿地と、湿地を取り巻く多様な里山環境の保全が重要であることから、こうした考え方を保全計画書の自然の保護と回復のための方針に反映しております。

また貝類を初めとする希少生物の保全を確かなものにするため、湿地部を野生動植物保護地区に指定する考えも示しております。野生動植物保護地区の詳細につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、資料3-2の指定書（案）・保全計画書（案）を御覧いただきたいと思っております。資料3-2でございます。

1ページから3ページまでが指定書の案、4ページ以降が保全計画書の案となっております。1ページから3ページまでと、4ページの1自然の概況及び特質につきましては、ただいま御説明したとおりでございます。

5ページをお開きください。

4保全地域の運営に関する事項を御覧いただきたいと思っております。前ページの自然の保護と回復のための方針に基づきまして、植生の管理、施設の整備、保全地域の活用などの事業が適切に行われるようボランティア、専門家、地域住民、地元市などと協議の場を設けることとしております。

6ページを御覧ください。

8野生動植物保護地区の指定に関する事項を御覧いただきたいと思っております。ここでは野生動植物保護地区の指定範囲、面積、保護すべき野生動植物の種を示しております。

野生動植物保護地区とは、希少な野生動植物を保護するため、保全計画書に保護対象となる動植物の種を定め、対象種の捕獲または採取等を保護地区内で禁止するというものでございまして、違反者には罰則も適用される制度となっております。

本保全地域の指定に当たりましては、貝類を初め湿地に生息する希少生物の保全が重要であることから、湿地全体を野生動植物保護地区に指定する考えと整理しております。

6ページの下段に、保護すべき野生動植物の種類を、対象範囲を7ページに示しております。

8ページから10ページにかけて、エリア別保全・利活用の方針を記載しております。ここでは、保全地域全体を植生などの状況に応じて幾つかのエリアに分けまして、各エリア

ごとにどのように保全や活用を図っていくべきかを示しております。

多摩市側の自然地につきましては、対象地をA1、里山環境保全エリア、A2、湿地環境保全エリアの2つのエリアに分けるとともに、農地をBエリアとしております。稲城市側の樹林地につきましては、里山環境回復エリアとしてC1、C2の2つのエリアを分けております。各エリアの詳細な管理の方針と方法は、13ページ以降に記載しております。

13ページのA1、里山環境保全エリアでは、落葉広葉樹林を生かした里山環境の保全を行います。14、15ページのA2、湿地環境エリアでは野生動植物保護地区として湿地全体の保全を図る必要があることから、その方針とイメージ図を特出しして掲載しております。湿地の外周部を柵などで囲い、閉鎖管理を行うとともに、アメリカザリガニなどの外来種のモニタリングと、外来種が確認でき次第、直ちに駆除するという方針を定めております。

またヘイケボタルなどが生育する日陰の湿地の保全と、ホトケドジョウなどが生息する水田環境の保全もあわせて行うこととしております。

外来種のキショウブ群落につきましては、一度に抜去してしまいますと希少な貝類の生息環境に悪影響が生じる恐れがあると、専門家から御指摘をいただいております。このため、複数年をかけながら、少しずつヨシ群落に移行するよう管理を行っていく方針としております。

16ページのB、農地環境エリアにつきましては、地権者や耕作者の意向に沿った営農を継続し、場合によってはボランティア活動団体などが耕作に協力し、農地の保全が行えるようにしてまいります。

17、18ページのC里山環境回復エリアにつきましては、植栽樹林をコナラ林に移行し、北側の樹林地と連坦した雑木林とすること、またススキ群落については、まとまったエリアを残すような管理を行うこととしております。

以上が、本件保全地域の指定と保全計画の概要となっております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○福永会長 ありがとうございます。

この案件につきましては、計画部会におきまして御審議をいただいておりますので、その結果につきましては、油井部会長からご報告をお願いいたします。

○油井計画部会長 計画部会長の油井でございます。よろしく申し上げます。

それでは、諮問第406号（仮称）多摩市・稲城市に係る緑地の保全地域の指定及び保全計画の策定についてに係る計画部会の審議結果を御報告申し上げます。

諮問内容の指定書（案）及び保全計画書（案）につきましては、ただいま緑環境課長から御説明がございましたので省略いたしまして、計画部会での審議内容について御報告申し上げます。

本件につきましては、7月8日に第1回目の計画部会を開催し、現地を調査するとともに、指定書（案）、保全計画書（案）の内容について審議いたしました。

さらに7月29日に第2回目の部会を開催し、第1回目に各委員からいただいた意見を踏まえ、保全計画書（案）の詳細について審議いたしました。

計画部会といたしましては、保全地域の指定が諮問されております区域は、都が行った調査で明らかとなった自然環境の現状と、部会の現地調査による現況把握をもとに、東京都における自然の保護と回復に関する条例第17条の保全地域の指定に規定されている保全地域の種類と定義に照らし、里山保全地域に指定することが適当であるとの結論でございます。

それでは、計画部会の審議状況を詳しく御説明いたします。

資料3-1を御覧ください。資料右側の4. 主な審議内容の中段に、委員からのご意見とご意見への対応を整理しております。

今回の保全地域の指定に当たって最も重要な視点は、希少な貝類などが生息する湿地環境をどのように保全していくかという点でございました。そのことから、湿地に対する集水区域について討議を行い、その区域を確認いたしました。これを踏まえて、従来の保全地域の保全計画では、個々の植生が保全されることによって、そこに生息する生物も保全されるという考え方に基づいて、植生単位で管理方針を定めておりましたが、本件においては、希少な貝類などが生息する湿地環境を守る観点から、個々の植生単位の管理方針だけではなく、湿地全体を一つの単位、ビオトープユニットと捉えて管理方針をつくるべきであるという意見や、アメリカザリガニなどの外来種が進入した場合の対策を明記すべきであるとの意見がありました。

このため、湿地全体を単位とする管理方針を新たに作成し、保全計画書に反映することとしました。

具体的には、湿地の外周部に柵を設け、希少種の持ち去りやオーバーユースを防ぐとともに、アメリカザリガニなどの外来種が進入すると希少な貝類への影響があるため、継続的にモニタリングを行い、湿地への進入が確認されたときは直ちに駆除するなど外来種対策を方針に盛り込みました。

また、湿地の乾燥化が生じないように、土砂の堆積により水の流れが阻害された場合は、土

砂を取り除くなど、速やかに現状復旧を行うこと、カエル類やホトケドジョウの生息しやすい環境を保全するため、水田耕作を行うことなどを盛り込みました。湿地環境の管理方針の詳細は保全計画書（案）14ページの表の右枠に野生動植物保護地区の管理方針として記載するとともに、15ページの下の部分にそのイメージ図を示しました。

また、保全計画書（案）6ページに記載されている野生動植物保護地区の指定範囲の設定と保全すべき種の選定に当たりましては、行政が責任を持ってその保護に対応できる範囲と種に限定すべきとの意見がありました。

このため、野生動植物保護地区の保護すべき種は、希少なキバサナギガイなどの貝類をはじめホトケドジョウ、ニホンアカガエルなどのカエル類、ヘイケボタル、ヒメアカネなど柵を設けて管理を行う湿地環境に生息する動物に絞り込むこととしました。

さらに保全地域の指定に当たっては、地域住民の理解が必要であり、説明会などを通じて十分に周知する必要があるとの意見がありました。この点につきましては7月29日の計画部会後の8月2日に湿地環境保全エリア周辺の多摩市連光寺六丁目にお住まいの住民の方々に説明会が行われ、住民の方々からの反対意見はなく、保全地域指定に向けた理解を得ることができたことを事務局から確認しております。

以上、お手元の指定書（案）、保全計画書（案）は、計画部会での審議を経て取りまとめられたものであり、計画部会としましては、保全地域の指定は適当との結論でございます。

以上で、計画部会からの報告を終わります。

○福永会長 ありがとうございます。

それではただいまの事務局からの説明、そして油井部会長からの部会報告を踏まえまして御審議をお願いいたします。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

どうぞ、金井委員。

○金井委員 この保全地域は非常に期待できる場所だと思うんですけども、内容に関して2点ほど。1つは湿地のところなんですけれども、一応開放水面として水田ということになっているんですけども、これは非常に狭い部分だということと、それと水田ですと、夏の6月下旬から7月中旬以降は、全部上が稲で覆われてしまうんです。そうすると開放水域としての維持というのは難しいかと思うので、水田もいい環境ではあるんですけども、ここですと、春の、水田をつくる田起こしはして、稲は植えないという形での管理もあるのではないかと思うんですけども、その辺はどうかということです。

あと、面積的にも狭いかなと。

また、ススキ草地というのは今、ほとんどなくなってしまって、非常に維持が重要だと思うんですけども、刈り取ったススキのものはどういうふうに処理を考えておられるのかという点をお聞きしたいと思います。

○福永会長 事務局どうですか、2点について。

○及川緑環境課長 ご質問ありがとうございます。

最初のご質問が湿地の水田部分につきまして、水田だと稲に覆われて開放水面としての機能が果たせないのではないかという御指摘だったかと思えます。

これ、見ていただくのが一番わかりやすいのが15ページを御開きいただきたいと思いますが、けれども、保全計画書の中のA2エリア、湿地環境保全エリアの部分でございますが、この中で、開放水域というのが上の図でwというふうに書いてあるところがございまして、幾つか開放水面が現在でも開放水域として確認できているところがあるわけですが、基本的にこの水田として復田をしていこうと考えて今いるところは、e1、e4といったこのこの全体の中で見たときに左側の濃い青色になっている部分、このあたりの、しかもほんの一部分を復田をするというような考え方でございまして、湿地全体を水田にしてしまうという意味ではございません。

したがって、開放水面もある程度ほかの部分で十分に確保しながら、やはり水田耕作を行うことによって、適切に人の手が加わることで、今よりも伸び放題にヨシなどが伸びる状況よりは、稲がある程度の高さで適切に管理されている状態が好ましい、生物にとっても好ましい環境が創出されるということで、このような保全計画となっているところでございます。

それから2点目のご質問は、ススキ草地の配置ということだったかと思えますが、ススキについては、基本的には里山環境回復エリアということで、今、御覧いただくと18ページのところに、そのススキ群落の管理方針ということで書かせていただいております。

基本的には、ススキ群落についてまとまったエリアを残すように管理していくということで、ススキ草地の生物にとっては、重要性も鑑みまして適切な管理を行っていくということで、年に1回程度2月に刈り取りを行って、ススキ草地などの高茎草地の環境を維持するという管理方針として書かせていただいているところでございます。

2点の御質問につきましては以上でございます。

○金井委員 ありがとうございます。

多分、現地の状況等含めて、実際につくりながら生き物もモニタリングしながらやっていたらと思うんですけども、結構、この形だと今の開放水面が少し日陰になっているのかなという感じも受けまして、開放水域をつくるのであれば、トンボ類なんかが来るのも日当たりのいい場所での開放水域といったもののほうが生き物が多かったりしますし、それからススキの刈り取り後の話は、結構、量が出ますと、ススキって屋根材に使うぐらいで余りなかなか腐らないんです。

それをどういうふう処理していくかということ、外に搬出しないと林内に敷いておくみたいになると、これがなかなか腐らずにススキの枯れたので覆われてしまうみたいなことが起こったりするので、その辺状況を見ながら管理していただければいいのかなとは思いません。

○福永会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○井本委員 大変貴重な場所というか、こういうところに残っていたということで、ここを守る方針がしっかり立てられていることは素晴らしいことだと思うんですが、一点気になるのはヨシ群落、ガマ群落の保護対策のところ、基本的には管理を行わない。貝類がいるということはわかるんですが、このあたりのヨシとかガマ、現地を見ていないので正確にわからないんですが、ある程度の攪乱がないと、ハンノキ林とかクヌギ林とかに遷移してしまうのではないかとというのが少し気になる場所でもございまして、適宜刈り取り管理をすとか、ヨシも過密になると細くなりますので、刈り取り管理をすというようなことをある程度盛り込んでおかないと、管理がうまくいかないのではないかと心配で、少しそういうところを加えていただければどうかということです。

○及川緑環境課長 ただいまの点につきましてでございますが、今、14ページの湿地環境保全エリアの管理方針についての御指摘だと思います。

今ちょうどe1、e2が、ヨシ群落、ガマ群落についての管理方針が書いてあるところでございますけれども、今、委員ご指摘のとおり、基本的に手を加えないという書き方をe1のヨシ群落のところもしておりますけれども、全体としましては、放置しておくという意味ではございませんで、やはり適切な状態を手を入れてやっていくということが、このヨシ群落の最後のところ、またガマ群落の最後のところもそうですが、順応的な管理を行うというのはそういう意味合いを含んでおりまして、まさに適切に手を入れていくことで、野放しにしておきますと遷移してしまうという部分について、そういうことが起きないように管理し

ていくという内容でございます。

○福永会長 よろしいですか。

○井本委員 はい。

○油井計画部会長 部会長から補足しますと、14ページの表のEというところに草地という欄があって、そのところに数字が1・2と入ってございますが、2は手を入れて刈り取るという、そういう後ろの方に標本に2の意味が書いてあるのですが、その2を入れてございませぬので、御確認ください。

○福永会長 どうぞ。

○長瀬委員 非常に狭いところで地形も非常に複雑なんです、ここについては水循環といえますか、シミュレーションといえますか。どんな具合に雨が降って、地下にどんな具合に流れるのかというような調査はされているのでしょうか。

○福永会長 事務局。

○及川緑環境課長 調査はしております。本日、資料として机上に置かせていただくような形で準備はしてはございませんけれども、例えば近いところで11ページの現存植生図で見させていただきますと、連光寺六丁目で住宅などが並んでいるような形になっておりますけれども、少し見にくいかもしれませんが、ちょうどこの道路の東側の部分辺りから、ずっとこのa1の樹林地、隣が、東側といえますか、右側がゴルフ場になっておるんですけども、その辺りに尾根が走ってまして、ちょうど盆地状の形になっておりますので、この辺りに降った雨は全部この湿地に流れ込むような形になっております。

具体的には表面に降った雨が地下に浸透して、その浸透した雨がこの湿地に集まるような形になっているということは水の流れで確認をしております。一定程度、そういった水の流れが継続できていることが、こうした希少な貝類の生息環境をつくっている一番大切な条件になっていると認識しております。

以上です。

○長瀬委員 いずれにしましても、非常にその水の流れといえますか、今、割とボーリングデータがなくても、簡単にシミュレーションやって水の流れをかなり推測できるような状況なので、水の流れがどうなって、それでどのように周りを利用するか。周りをどんな具合に使っていくのかというのは、多分そういうことをやられていると思うんですが、ぜひそういうようなものを、こういう資料をもとにして、御説明していただけるとわかりやすいと思います。

○福永会長 よろしいですね。

それでは、本件につきまして御諮りさせていただきたいと思います。

本審議会といたしまして、計画部会長の御報告のとおり適当であると認め、知事に答申したいと存じますが、よろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○福永会長 ありがとうございます。

それでは諮問第406号(仮称)多摩市・稲城市に係る緑地の保全地域の指定及び保全計画の策定について、本審議会といたしまして適当であるということで答申いたします。事後の手續につきましては、事務局でよろしくお願いいたします。

続きまして、諮問第407号八王子暁町緑地保全地域の区域及び保全計画の変更について、事務局から事案の説明をお願いいたします。

○及川緑環境課長 それでは引き続きまして、諮問第407号八王子暁町緑地保全地域の区域及び保全計画の変更についてに係る事案の概要について、御説明させていただきます。お手元の資料4-1を御覧いただきたいと思います。

本事案は、国道16号線の拡幅工事に伴う取付道路の設置に当たりまして、保全地域の一部の指定を解除するものでございます。保全地域の指定解除につきましては、東京の自然の保護と回復に関する条例第17条第10項におきまして、自然環境保全審議会の意見を聞かなければならないと規定されておりますことから、本日、御審議をいただくものでございます。

資料左上、1. 保全地域の概要を御覧ください。八王子暁町緑地保全地域の概要について記載しております。指定日は平成23年3月23日でございます。八王子市北東部の暁町三丁目に位置しております。指定面積は2万3,838平方メートル、約2.4ヘクタールとなっております。本保全地域は、八王子市の北東部に連なる加住丘陵の先端部に位置しておりまして、標高は140メートルから160メートル程度、中央部の平坦地と北側、西側及び南側に向かって低くなるという形状となっております。周辺部の斜面とあわせて成り立っている環境となっております。かつては別荘として使われていた屋敷跡でもございまして、平坦地は管理された二次草地となっており、ススキやチガヤ、シバなどの群落が生育しておりまして、斜面にはコナラなどを主とする二次林が平坦地を取り巻くように生育しております。

次に2. 区域変更(一部指定解除)についてを御覧ください。一部指定解除を行う部分は保全地域の西側、国道16号線沿いの一部でございます。面積は340平方メートル、保全地域全体の中では約1.4%の部分となっております。資料4-1の図がございまして、こ

の中で赤い色で示されている、この青い点線で囲まれた中に赤い部分があるかと思うんですが、この部分が解除を予定している部分を示していることになります。

ここで参考資料4-1を御覧いただきたいと思います。参考資料4-1は、取付道路の設置に伴う緑地保全地域への影響範囲でございます。こちらをあわせて御覧いただきたいと思います。

この資料ですが、計画部会の中で委員からご意見がございまして、具体的に解除される範囲を図でわかりやすく示していただきたいというご意見がございましたので、道路事業者であります国土交通省相武国道事務所において作成していただいた資料でございます。

赤い太い実線が、現在の保全地域の区域のラインを示しておりまして、緑色の太い点線が右上中央の部分に書かれてあるのが御覧いただけるかと思えます。こちらが新たな保全地域の境界線、一部指定解除した後の新たな境界線になります。ここまで後退するということになります。

緑の太い点線と赤い実線とで囲まれております赤い網かけの部分が解除の予定範囲となっております。解除予定地とその周辺の自然環境につきましては、道路事業者が自然環境調査を行っておりまして、薄い緑色の破線で囲まれている区域、少し広目にこの解除予定区域を大きく取り囲むような範囲で自然環境調査を行っていただきました。この薄い緑色の破線で囲まれている区域がその調査範囲でありますけれども、この一部指定解除の区域の中に生育しているこの赤い網かけの部分の中に、どれぐらいの樹木があるのかということを確認しましたところ、伐採をされる予定の樹木は25本程度であることがわかってございます。この区域の中には、いわゆる注目種、希少な動植物は確認されておられません。

続きまして資料4-1にお戻りいただきまして、資料4-1の左下を御覧いただきたいと思えます。区域変更が必要な理由について、御説明しております。

保全地域の西側に隣接しております国道16号線、資料4-1の図では、黒い色でS字型のラインが引かれているかと思えます。これが国道16号線を示しております。この国道16号線が慢性的な交通渋滞を抱えておりまして、その渋滞の緩和、また交通安全の確保を目的といたしまして、車線を2車線から4車線に拡幅する工事が必要となっております。

この国道16号線の拡幅に際しましては、道路構造令に基づきまして、中央分離帯の設置が必要となります。中央分離帯を設置しますと、保全地域の南東部に位置するひよどり山地区に八王子市街地方面から右折して既存の市道842号線というふうに書いておりますが、そちらに市街地方面から右折して利用することができなくなってしまいます。この資料4-1の

図の中では一番下の部分に黒い色の矢印が示されておりますが、現在はここを市街地方面から右折することが可能なんです、中央分離帯の設置によってそれができなくなるということになります。

ここでまた参考資料4-2を御覧いただきたいと思います。

参考資料4-2は、八王子市ひよどり山地区の道路状況について詳しく示したものとなっております。こちらは、地図上に黄色い網かけの部分を示してありまして、影響範囲と書いてある部分がございます。こちらがその中央分離帯の設置によりまして、市道842号線の利用に影響が生じるひよどり山地区を示しております。この地区には約700世帯、約1,700の方々がお住まいでございます。

市道842号線は平日1日当たりの交通量が1,990台となっております、ひよどり山地区の方々が使用する生活道路として重要な役割を果たしております。ひよどり山地区と八王子市街地方面をつなぐ道路としましては、ほかに加住1号線、これは資料の上に赤い色の線で書かれてあるところ、それから八王子701号線、資料の中では、青い色の線で示してあるところ、それから八王子103号線、697号線、これは中央の下段のところ緑色で示しているところでございますが、これらの道路が八王子市街地とこの地区を結ぶ道路としては存在しております。加住1号線は、国道16号線との接続部分が鋭角になっておりまして、曲がるのが困難、市街地側から来たときに右折するのが困難な道路となっております。

一方、八王子701号線につきましては、最小の有効幅員が2.05メートルとなっております、道路幅が非常に狭く、かつ最大の勾配が32.5%と、道路構造令の基準を超えた急勾配の区間があるため、一方通行となっております。

このためひよどり山地区に入ってくる場合には利用することができますが、その地区から市街地に出るための道路としては使用することができません。また八王子103号線、697号線は、他の住宅地の生活道路を経由しなければ幹線道路と接続しないことから、ひよどり山地区への出入りのための道路としては大変不便な経路となっております。このため国道16号線からひよどり山地区への出入りを可能とする対策を講じるよう地域住民及び八王子市から道路事業者に対して強い要望が出ております。

こうした状況を踏まえまして、道路事業者は、自然環境の保全や交通安全の確保などの観点から、市道842号線と国道16号線の既存接続箇所への交差点を設置する案、国道16号線本線のオーバーパス化、アンダーパス化など複数案の検討を行いました。

その結果、道路構造令の基準を満たしつつ、保全地域への影響を最小限にする案として、

市道842号線と国道16号線が接続している部分の北側に、新たな取付道路を設置する案が道路事業者から示されているところでございます。

事務局からの事案の説明は以上です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○福永会長 この件につきましても、計画部会において御審議をいただいておりますので、その結果につきまして、油井部会長からご報告をお願いいたします。

○油井計画部会長 油井でございます。

それでは、諮問第407号八王子暁町緑地保全地域の区域及び保全計画の変更についてに係る計画部会での審議結果をご報告申し上げます。

お手元の資料4-1を御覧ください。

審議の経過ですが、本件につきましては、7月8日第1回目の計画部会において、区域変更箇所の現地確認及び審議を行いました。さらに7月29日の第2回目の部会では、道路構造に関する基準や交差点設置に係る検討状況について、道路事業者である国土交通省相武国道事務所より詳しい説明を受けた後、審議を行いました。

計画部会としましては、道路事業者からの提示案は緑地保全地域への影響を最小限にする内容となっていることを確認し、本件の緑地保全地域の一部指定解除は適当とする結論に至りました。

それでは計画部会での審議内容について御説明いたします。

国道16号線拡幅に伴うひよどり山地区への取付道路の必要性に対し、緑地保全地域への影響を極力少なくする観点で、取付道路の設置位置と緑地保全地域への影響を検討いたしました。

取付道路の設置に当たり、既存の箇所に交差点を設けることができないか、国道の中心線を西側に動かすことで緑地保全地域への影響を回避できないか、解除予定地の北側のスペースに交差点を設置することで、緑地保全地域を削らずに取付道路が設置できないかなどの意見が出て検討が行われました。

既存の箇所に交差点を設けて取付道路を設置することは、当該地の国道の勾配が7%であり道路構造令が定めている交差点を設置する際の勾配を2.5%以内とすることが困難であることがわかり、次に解除予定地の北側のスペースに交差点を設置して取付道路を設けることは、国道の道路高を下げる必要が生じて、切土範囲が増加し、緑地保全地域への影響面積がさらに大きくなることになり、取り上げるのは困難とわかりました。

また国道16号線に対してひよどり山地区への取付道路をオーバース化、アンダース化

などの案も緑地保全地域への影響範囲が大きくなり、さらに国道西側の墓地にも影響を及ぼすため、採用は困難であることがわかりました。

したがって、現地の地理的条件をクリアし、道路構造令を遵守して緑地保全地域への影響を最も小さくする案は、道路事業者の提示案であり、この案は国道の中心線を墓地側に可能な限り動かした案でもあるということで、計画部会委員の理解を得ることになりました。

また、既存の八王子市道842号線がこれまでどおりに使えなくなった場合の地域住民への影響について、どの程度影響があるかといった点について審議が行われました。既存の市道842号線は、地域住民の八王子市街地への往来や、日常、最寄りのスーパーマーケットなどへ行く道路であり、また、緊急車両の進入路でもあり、地域の主要な日常生活道路です。

そのため国道16号線から市道842号線でひよどり山地区へ進入できなくなると、住民の利便性が大きく損なわれることとなります。また、救急車や消防車など緊急車両が地区に入るためには、中央自動車道八王子インターチェンジの先まで遠回りしなければならなくなり、住民の安全・安心の確保に大きな問題が生じることが確認されました。

こうした状況から、地域住民や八王子市から警視庁や道路事業者に複数の要望書が提出されていることについても、共通の理解が得られました。

緑化の配慮についても審議が行われました。道路事業者の提示案は、緑地保全地域の緑地を削る面積を極力少なくするために切土法面が急勾配になっており、植物による法面処理が施工的にも管理的にも難しいとの説明がありました。

これに対して委員からは、緑地保全地域の貴重な緑が削られることに対し、新たな緑化など何らかの配慮を道路事業者に求めるべきではないかという意見があり、可能な限り環境に配慮した緑化に努めるよう道路事業者に求めることとしました。

こうした計画部会での審議を踏まえ、道路事業者においては、道路用地内で緑地保全地域との境界部に低木などの植栽を行うことになりました。

このほか取付道路の設置に伴い、緑地保全地域の一部指定解除の範囲がわかりやすく図上に示すことを求める意見がありました。これにつきましては、参考資料4-1で示しております。

また、解除予定地の自然環境の状況について知りたいという意見もありました。道路事業者が行った詳細な自然環境調査の結果を確認いたしました。

以上のように計画部会としては、道路事業者の提示案は道路構造令の基準を満たしつつ、緑地保全地域の影響を最小限とする内容となっていることを確認するとともに、新たな取付

道路が設置できない場合、地域住民の生活の利便性、安全性が大きく損なわれることに鑑み、可能な限り緑地保全地域に配慮した緑化に努めるよう道路事業者に求め、本件の緑地保全地域の一部指定解除は適当とする結論に至りました。

以上で計画部会からの報告を終わります。

○福永会長 ありがとうございます。

それではただいまの事務局からの説明、そして油井部会長からの部会報告を踏まえまして御審議をお願いいたします。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

どうぞ。

○益子委員 既に検討なさっていると思うんですが、参考資料の4-1を見ますと、この図で少し左に寄せればこの保全地域にかからなくても工事ができそうな気がするんですけども、この辺りはどうなのでしょう。少し南です。

○及川緑環境課長 この図ですと、ちょうどこの資料の右側が北側になっておりまして、南側が空いている様なスペースに見えるというご指摘だと思うんですが、ここは先ほど御説明を丁寧にさせていただいたところ、少しわかりにくかったところもあるかもしれませんが、ちょうどこの部分は国土交通省の持っている土地になっておるわけですが、この辺りに、もし交差点を設置すると、ここが急勾配であるために道路構造令にやはり違反してしまうということで、どうしてもここに交差点を設けることはできないということがまず出発点になっております。

それで7%というのが大体この辺りの勾配になっておりまして、交差点あるいは取付道路を設置する場合は、道路構造令で2.5%以内の勾配にしないと、やはり対向車線を入れてくる車両などが急な坂を降りて来ると危険という、そういうことでこの基準になっているんだと理解しておりますけれども、そうしたことから、交差点の設置をすることができる所というのは、大きな切土とかすれば別ですけれども、現況の地形を生かしたままの環境の中では、今、この案で示されているようなところまで取付道路の位置を北側にずらして、そしてそこから右折する道路を設置する案しかないという結論に至った次第でございます。

○益子委員 わかりました。では今の交差点位置が、今言った勾配が緩やかになるところの位置ということで理解してよろしいでしょうか。

○及川緑環境課長 そのとおりでございます。

○福永会長 石川委員。

○石川委員 私も審議に参加いたしましたして、それで周辺環境に配慮した緑化に努めるということは、計画部会で皆さんで合意したのですが、この先ほどの諮問の405号のところだと資料1-3に許可条件ということできちっと書いてあるんですが、私この緑化に関しては付帯意見として、どこかにきちんと明示されるものと思っていたのですが、ここにはないのですが、そこをはっきり教えてください。

それで通常、都市計画審議会等でこういう条件を求める場合には、付帯意見という形で明示するのですが、これですと審議経過というだけで、私どもの意見がやはりしっかり伝わるには、付帯意見というものがきちんと明示されたほうがいいのではないかという意見です。

○及川緑環境課長 只今ご指摘いただきました点は、計画部会を通じての議論の中で、保全地域の緑地面積が単に削られてしまうだけではなくて、やはり一定程度の緑化というものを図っていただくように、道路事業者に対して求めるべきではないかという意見が計画部会でございましたので、それをきちんと文書にするような形で道路事業者を示すべきではないかというご意見だと理解をいたしました。

通常、この保全地域の指定並びに指定解除につきましての答申案というものが、従来ですと机上にご用意するような形をとっていなかったこともございまして、本日、この場で文書としてはご用意できてはしないのですけれども、只今のご意見につきましては、先ほど部会長からご報告をいただきましたとおり、保全地域に配慮した緑化に可能な限り努めていただくよう道路事業者に求めるという御報告がございました。

それをこの答申の会長名の知事宛ての答申文の中に記載をするような形で、最終的には整理を、この審議会終了後に文案を整理することになっておりますが、今、申し上げた文案のとおり基本的には答申がなされるものと御理解をいただければと思います。部会長、それでよろしいですか。

○油井計画部会長 はい、お願いいたします。そのとおりでございます。

○福永会長 それではよろしいですか。

お諮りさせていただきますが、本件につきましては、本審議会といたしまして、計画部会長のご報告のとおり適当であると認め、知事に答申したいと存じますが、よろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○福永会長 ありがとうございます。

それでは諮問第407号八王子暁町緑地保全地域の区域及び保全計画の変更について、につきましては、本審議会として適当であるということで答申いたします。事後の手續につきま

して、事務局でよろしくお願ひいたします。

続きまして、諮問第408号、諮問第409号、諮問第410号、諮問第411号のそれぞれ4件の審議に入りたいと思います。審議に先立ちまして、事務局より報告がございます。

○横山計画課長 それでは、資料の枝番の2の資料の取り扱いについてお願ひがございます。

資料の枝番の2、地質柱状図・ケーシング図は、事業者のノウハウ的な性格が強く、また作成された図面は著作物として取り扱われ、企業の生産技術上、または販売上の情報でもあることから、東京都情報公開条例第7条第3号の非開示情報に該当するものと考えてございます。

そのためこれらにつきましては、非開示としたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと存じますとともに、当該資料の取り扱いについては御注意いただきますようよろしくお願ひいたします。

それから「諮問第409号八王子市高尾町の温泉動力の装置について」につきまして、申請者が京王電鉄株式会社となりますが、規制部会臨時委員の依田委員におかれましては、京王電鉄株式会社顧問であり、利害関係人となりますので、この温泉部会案件の審議中は退席となりますことを御報告いたします。

以上でございます。

○福永会長 ただいま事務局より本日の資料の取り扱いについてお願ひがございましたけれども、よろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、依田委員、恐れ入りますが、一度御退席のほどお願ひいたします。

(依田委員退席)

○福永会長 それでは事務局より事案の説明をお願ひいたします。

○田中水環境課長 環境局自然環境部水環境課長、田中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは諮問案件の御説明をさせていただきます。恐縮ですが着席にて御説明いたします。

今回の諮問案件は、温泉の動力の装置が3件、掘削が1件でございます。

御説明の流れとして、まず事務局よりということで、私から御手元の資料のそれぞれ左上部分に記載してあります申請の概要について、4件を一括して御説明させていただきます。

その後、田中温泉部会長よりその下、二重線の枠内に許可基準への適合状況と温泉部会にお

ける審議内容について、これをまた4件一括して御説明をいただくという流れで進めたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは資料5-1を御覧ください。諮問第408号江戸川区船堀の温泉動力の装置について御説明いたします。

申請者は、株式会社コシダカ、利用目的は浴用でございます。申請地は江戸川区船堀一丁目にある既存の健康ランドでございます。当温泉は、平成25年12月24日付で掘削を許可され、工事が完了したことから動力装置の許可申請がなされたものでございます。

温泉の現況ですが、深さ200メートル、取水深度が155～171.5メートル、及び177.5～194メートル、湧出量は毎分110リットル、温度21.0度、泉質は療養泉に該当いたしませんので、泉質名としてはございませんが、メタけい酸の含有量が温泉法に定める基準を満たしております。

申請する動力は、出力3.7キロワット、吐出口断面積5.98平方センチメートル、吐出量は毎分105リットルでございます。

利用施設は「東京健康ランドまねきの湯」、揚湯量は日量49立方メートルとなっております。

申請地の位置・概況等でございますけれども、都営新宿線船堀駅の北西約450メートルの位置にあり、幹線道路に面しております。周辺には集合住宅のほか、ゴルフ練習場や大型スーパーなどの商業施設が多数ございます。

資料右上、図2にお示ししておりますけれども、当審議会が定める源泉間の制限距離200メートル以内には、既存の源泉はございません。参考として周囲1キロ以内に既存源泉を示しております。いずれも銭湯の井戸でございますが、深度は200メートルよりも浅い温泉となっております。なお周辺に配慮を要する水道水源井戸及び湧水についてはございません。

本申請の概要は以上でございます。

続いて、次の案件について御説明させていただきます。

恐縮ですが資料6-1を御覧いただきたいと存じます。諮問第409号八王子市高尾町の温泉動力の装置について御説明いたします。

申請者は京王電鉄株式会社、利用目的は浴用、申請地は八王子市高尾町2229番地でございます。申請者は温浴施設の建設のため、新たに温泉井戸を掘削いたしました。掘削は平成24年2月17日付で許可され、工事が完了したことから、動力装置の許可申請がございました。

温泉の現況です。深さ981.58メートル、取水深度は600～981.58メートルでございます。

湧出量は毎分300リットル、温度は26.2度、泉質はアルカリ性単純温泉となっております。

申請する動力は、出力18.5キロワット、吐出口断面積33平方センチメートル、吐出量は毎分300リットルでございます。

利用施設は日帰りの温浴施設、揚湯量は日量432立方メートルの申請となっております。

申請地の位置や周辺の状況でございます。京王線高尾山口駅の西側に位置し、もとは駐車場として利用されていた場所でございます。資料右上、図2に示しましたように、申請地の周辺1キロ以内に既存の温泉及び水道水源井戸はございません。また、1キロ以内に重要な湧水はございませんが、八王子市より地域の湧水について、その保全に配慮した事業の実施を求める旨のご意見をいただいております。

本申請の概要は以上でございます。

続いて、次の案件について御説明させていただきます。

資料7-1を御覧いただきたいと存じます。諮問第410号八丈町中之郷の温泉動力の装置について御説明いたします。

申請者は八丈町、利用目的は浴用でございます。申請地は八丈町中之郷1442番地でございます。図1に島の全体の地図がございますが、島の南西側、海岸に近いところが申請地でございます。

今回は、八丈町が営む「やすらぎの湯」及び「足湯きらめき」に現在も給湯している既存の中之郷温泉の源泉に、井戸の劣化等による不具合が見られることから、その代替として新たな井戸の掘削を行ったものでございます。掘削は平成25年5月7日付で許可されまして、工事が完了したことから、動力装置の許可申請がございました。

温泉の現況ですが、深さ97メートル、取水深度は63.91～95.67メートルでございます。湧出量は毎分500リットル、温度は44.8度、泉質はナトリウム-塩化物温泉となっております。

申請する動力は、出力9.2キロワット、吐出口断面積33.2平方センチメートル、吐出量は毎分333～625リットルでございます。

利用施設は日帰りの温浴施設、揚湯量は日量320立方メートルの申請となっております。

周辺の状況でございますが、資料右上の図2にお示ししておりますとおり、申請地から1キロ以内に中之郷温泉のほかに既存の温泉が1カ所ございますが、水道水源井戸及び湧水はございません。

本申請の概要は以上でございます。

続きまして、次の案件について御説明いたします。

資料 8-1 を御覧いただきたいと思います。諮問第411号世田谷区瀬田の温泉掘削について御説明いたします。

申請者は株式会社ザ・スポーツコネクション、利用目的は浴用。申請地は世田谷区瀬田四丁目で、地目は宅地でございます。資料右上、図 2 に示しておりますが、周囲 1 キロメートル以内に、スポーツクラブの跡地にございました既存源泉が存在いたします。ただしこれは老朽化などのために埋め戻しをいたしまして、今回、新たに掘削をし直すというものでございます。

工事内容ですが、井戸の口径が199.9～102.3ミリメートル、掘削深度は1,700メートルを予定しています。

利用施設は、建て替えを行う会員制スポーツクラブでございます。揚湯量は日量77.04立方メートルを計画しております。申請地は、東急田園都市線用賀駅と二子玉川駅の間、一般国道246号線の沿線となっております。そこに位置するスポーツクラブの建て替え地ということになっておりまして、土地は申請者の所有地でございます。幹線道路に面しておりますが、周辺には住宅がございまして、また隣接地では集合住宅の建設が行われております。

周辺に配慮を要する水道水源井戸及び湧水はございません。

案件の説明は以上でございます。

以上、今回御審議いただく 4 件の諮問案件について御説明させていただきました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○福永会長 ありがとうございます。

この件につきましても、温泉部会において御審議をいただいておりますので、その結果につきまして田中部会長からご報告をお願いいたします。どうぞよろしく。

○田中温泉部会長 温泉部会長の田中でございます。よろしくをお願いいたします。

これから御説明します諮問第408号から第411号の 4 件に関しましては、平成26年 7 月23日の第 3 回温泉部会において審議を行いました。私からは、先ほど事務局から御説明がございましたように、各資料の左下の二重線の枠内に示しました本件に関する許可基準の適合状況と、温泉部会における審議内容について御説明いたします。

資料 5-1 を御覧ください。

諮問第408号江戸川区船堀の温泉動力の装置について、許可基準の適合状況などを御説明いたします。

まず許可基準 1 に、既存温泉への影響についてですけれども、ここでお手元の参考資料 5

-1を御覧ください。温泉の許可基準に関します制限距離等が記載しております。

資料5-1に戻りまして、資料5-1の二重線の中の許可基準1に示されていますように、本案件の場合、周辺1キロメートル以内に既存温泉が2カ所存在しますが、いずれも深さが200メートルより浅いため、制限距離は200メートルとなります。当温泉に関しましては、掘削許可の申請時に確認済みですけれども、周辺200メートル以内に既存温泉は存在いたしません。

次に、許可基準2の水道水源井戸及び湧水への影響についてですが、申請地の周辺1キロ以内には、水道水源井戸や配慮を要する湧水は存在いたしません。

続きまして、許可基準3の温泉動力の能力及び揚湯量の審査基準内であることについてですけれども、申請地は図1で示しましたように、吐出口断面積が6平方センチメートル以下、1日当たりの揚湯量が50立方メートル以下の規制基準値になります。

本計画では、動力の吐出口断面積が5.98平方センチメートル、1日当たりの揚湯量は49立方メートルとなっているため、基準に適合していることを確認いたしました。

この基準に関しましては、参考資料の5-3に温泉動力の装置の許可に係る審査基準が示されておりますので、御参照をお願いいたします。

そのほか部会の審議内容としましては、温泉井戸と既存の水井戸との使用量を合算して、現状と同等量の日量100立方メートル程度とすること、それから地下水等のモニタリングといたしまして、使用水量の測定頻度を毎週1回以上とすること、それから地下水位の測定頻度を増やすこと等を求めまして、これについて事業者は了承しております。

以上のことから、温泉部会では、江戸川区船堀における温泉動力の装置について許可相当と判断いたしました。

続きまして資料6-1を御覧ください。

諮問第409号八王子市高尾町の温泉動力の装置について、許可基準の適合状況などを御説明します。

まず許可基準1の既存温泉への影響についてですけれども、本件は申請地点が距離基準の指定地域以外であり、かつ掘削許可の申請時に、周辺1キロメートル以内に既存温泉は存在しないことを確認しております。

次に、許可基準2の水道水源井戸及び湧水への影響についてですけれども、周辺1キロメートル以内に水道水源用井戸及び配慮を要する湧水は存在しておりません。

次に、許可基準3の温泉動力の能力及び揚湯量が審査基準内であることについて、申請地

は図1で示しましたように、吐出口断面積や1日当たりの揚湯量の規制基準は対象外の地域でございます。

部会での審議内容としまして、資源保護の観点から、できる限り揚湯量を抑えることという意見に対しまして、事業者からは、利用状況に応じて適切に揚湯量を調節していくとの回答がございました。

また、温泉の採取に際しまして、温度、揚湯量、pH、可燃性天然ガスなどのモニタリングを実施し、これを時系列で検証することという部会からの意見に対しまして、測定、記録の上、現下状況に関する調書を継続的に作成するとの回答をいただいております。

以上のことから、温泉部会では八王子市高尾町における温泉動力の装置について許可相当と判断いたしました。

続きまして資料7-1を御覧ください。

諮問第410号八丈町中之郷の温泉動力の装置について、許可基準の適合状況などを御説明します。

まず許可基準1の既存温泉への影響についてですけれども、本案件は1キロメートル以内に既存温泉が2カ所存在しますが、申請地点は、距離基準の指定地域外ですので、基準は適用されません。なお、当源泉は既存温泉のうちの一つ中之郷温泉の代替掘削であり、申請温泉が稼働後、既存温泉は使用を廃止することになってございます。

また、もう一カ所の尾越温泉は泉質が異なること等から、本温泉の影響はないものと考えられます。

次に、許可基準2の水道水源井戸及び湧水への影響についてですけれども、申請地の周辺1キロメートル以内には水道水源井戸や配慮を要する湧水は存在いたしません。

次に、許可基準3の温泉動力の能力及び揚湯量が審査基準内であることについてですけれども、申請地は、吐出口断面積や1日当たりの揚湯量の規制基準は対象外の地域でございます。

部会での審議内容といたしまして、揚湯量と温度の関係に不安がありますので、モニタリングを実施すること。また、可燃性天然ガスについて適宜測定するよう求めました。

これにつきまして事業者からは、これらの点について了承しているという回答を得ております。

以上のことから、温泉部会では、八丈町中之郷における温泉動力装置につきまして許可相当と判断いたしました。

最後ですけれども、資料8-1を御覧ください。

諮問第411号世田谷区瀬田の温泉掘削につきまして、許可基準の適合状況などを御説明します。

まず許可基準1の既存温泉への影響についてですけれども、図2に示しますとおり、すぐ近くに既存温泉がありますが、既に利用をやめ、埋め戻し済みのため影響はございません。そのほか1キロメートル以内に既存温泉は存在いたしません。

次に、許可基準2の水道水源井戸及び湧水への影響についてですけれども、周辺1キロメートル以内に水道水源井戸及び配慮を要する湧水は存在いたしません。

次に、許可基準3の温泉法に定める天然ガス対策についてですけれども、敷地境界から掘削地点までの8メートルの距離の確保と、ガス噴出防止装置の設置など温泉法等に基づき適切に措置を講ずることを確認しております。

部会での審議内容といたしまして、温泉利用時に泉温のモニタリングを実施することを検討することという意見を業者側に伝えまして、事業者からは、これを了承するという回答を得ております。

以上のことから、温泉部会では、世田谷区瀬田における温泉掘削につきまして許可相当と判断いたしました。

以上で、私からの報告とさせていただきます。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、田中部会長からの部会報告を踏まえまして、審議をお願いいたしたいと思います。

ご発言の方は挙手を願いますが、事前に諮問ナンバーを指定した上で、ご質問等をご発言お願いしたいと思います。

どうぞ御質問の方は、どうぞ。

○河野委員 諮問408号、意見を申し上げたいと思います。

前回の審議会でもお伝えしましたがけれども、私たちは、温泉は限りある大事な資源だと思っています。できるだけ抑制していくのが望ましく、この船堀地域には既に図示していただいたところは2カ所銭湯がありますが、もう1カ所近くにあります。こういう地域でありますので全国展開している温浴施設が、ここの地域に掘削するということについては賛成できないということを申し述べておきます。

○福永会長 ほかに御発言ございますでしょうか。

○五十嵐委員 それぞれの温泉部会における審議内容というところが、それぞれの泉質や性質によって違うのだと思うんですけども、諮問第410号のところでは書かれております揚湯量と温度の関係に不安があるのでモニタリングを実施することと、わざわざ書いてあるのですが、こういう場所で不安という用語を余り見かけたことがないので、具体的にどういうことか伺いたい。

あと2行目にある適宜測定すること、可燃性天然ガスについて適宜測定することというのも適宜というのはどういうことか。ほかの諮問番号でも、この天然ガス関係は非常に重要だと思っておりますが、どういう扱いにそれぞれなるか、教えていただければと思います。

○田中水環境課長 諮問410号の八丈町中之郷の温泉動力の装置についてということで御質問をいただいております。

揚湯量と温度の関係に不安があるので、ということなんですけれども、審査の段階で揚湯試験を行っているデータを提出していただいております。そのデータを見ますと、段階的に5段階でいろいろな量で連続して測った時に、その温度がどうであるかというのを見ているんですけども、ここでいう320立方メートル、300立方メートル程度を揚湯したときの温度と、それ以上に汲んだ時の温度というものの差が明確に見られなかったものですから、今回、なぜ320の量を揚湯しようかといいますと、今回の泉温が44.8度でして、もともとは既存の源泉が60度近くあります。ここの源泉でも50度以上が出るだろうと期待しておりました。ところが、思ったよりも低かったものですから、なるべく多くの量を汲んで温度を保ちたいということを計画しております。そうしますと、その温度を汲んだら、より熱くなるということが揚湯試験では明確でなかったのが、本当にずっと320立方メートルを汲んだ時にその高い温度が保たれるのかというのが、長い目で見たときにはわからない。ですので、モニタリングを継続していただいて、320立方メートルを汲んだ状態で、ずっとその泉温が保たれるのかどうか、それを確認してくださいという、そういう意見でございます。

それからもう一点のガスですけども、この島嶼地域においては、ガスが噴出するおそれが少ないということで、措置を行う対象外の地域ということになっております。

以上でございます。

○五十嵐委員 それは409号もそういうことですか、同じ表現がございますので。

○田中水環境課長 409号の八王子市高尾町についても、同様にガスの対策は行わなくていいという地域になります。

○福永会長 よろしいですか。

○福永会長 それでは御諮りしたいと思います。

ただいま諮問第408号につきましては、反対の御意見がございましたので、これを、個別の採決をしていきたいと思えます。

なお、臨時委員の方は、東京都自然環境保全審議会規則第5条第2項の規定に基づき、議事に関係のある温泉部会の臨時委員、近藤委員、益子委員のみ裁決に加わることとなりますので、御了承いただきたいと思えます。

それでは諮問第408号の裁決を行います。反対の方は挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○福永会長 反対少数と認めます。

それ以外の409号、410号、411号につきましては、反対の御意見がございませんでしたので、許可相当であるということで答申させていただきます。よろしく事務局で御計らいをいただきたいと思えます。

○山本委員 すみません、一つ質問があったんですけど。

○福永会長 どうぞ。

○山本委員 諮問第411号なんですが、ここに旧温泉井戸として深さ、温度、湧出量が書いてあるんですけども、今回の申請のものはこれと全く同じというふうに理解してよろしいのでしょうか。それが一つです。

それからもう一つ、ここが特出、要するに大変深く1,700メートルですね、深さが、工事概要なんですけれども、日本列島というのは掘れば下に火山列島で、これは私、よく知りませんものでお伺いするんですけども、この深さというのは、もう要するに無制限というか、2,000メートルでも1,700でも500でも、そこでの規制というか制限はないのでしょうか。お尋ねします。その2点です。

○田中水環境課長 ありがとうございます。

411号の世田谷区瀬田の温泉掘削について、旧温泉井戸と同じなのかというご質問かと思えますけれども、深さ、今、現行、事業者が計画しております工事内容の深さについては同じ1,700メートルのところを目指して掘るということでございます。

それから温度、湧出量につきましては、同様の温度、湧出量が出るであろうと期待して掘るということになりますので、実際にはその掘削した後にその状況がわかるということになります。

既存の井戸と距離が40メートル程度しか離れていないということがありますので、恐らく

同様のものが出るだろうというふうに期待しています。

それからもう一点1,700メートルという深さに関連して、深さの制限等はないのかというお話ですけれども、特に制限というのはございません。ただ、その事業者が欲しい温度でありますとか、量でありますとか、それをそれぞれの地域や地質等で鑑みて適切な深さを考えるものというふうに認識しております。

あとは当然深く掘ればコストもかかるということになりますので、その辺も判断要素になるのかと思います。

○福永会長 よろしいですか。

○山本委員 はい。

○福永会長 それでは、改めて御諮りいたします。

諮問第408号江戸川区船堀の温泉動力の装置について、諮問第409号八王子市高尾町の温泉動力の装置について、諮問第410号八丈町中之郷の温泉動力の装置について、諮問第411号世田谷区瀬田の温泉掘削について、これらにつきましては、許可相当であるということで答申いたします。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

○福永会長 ありがとうございます。

それでは事後の事務につきましては、事務局でよろしく願いいたします。

大変長らく御時間をいただきましたけれども、本日予定いたしております案件につきましては、全て終了いたしました。そのほか事務局から何か連絡事項がございますか。

○横山計画課長 本日非公開の決定をいただきました資料1-5につきましては、会議後、事務局で回収させていただきますので、恐縮ではございますが、御帰りの際、机上にそのまま置いて御帰りいただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○福永会長 本日は大変活発な御審議を賜りました。本当にありがとうございました。

これもちまして、第130回東京都自然環境保全審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後 4時28分閉会)